

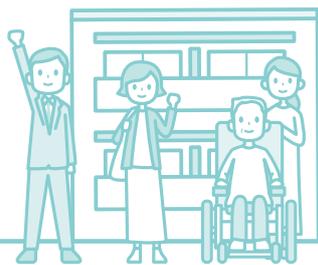
参考資料 2

地域包括支援センター等を対象とした家族介護者支援
研修カリキュラム



地域包括支援センター等を対象とした

家族介護者支援研修 カリキュラム



本カリキュラムをもとに行う研修とは？

世帯が抱える課題が多様化・複雑化する中、高齢者が地域で自分らしく暮らし続けていくためには、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて、地域全体で支えることが重要です。

これまでも、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターは、家族介護者も含め高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進する機関として中心的な役割を果たしてきましたが、高齢者を支援する機関であるがゆえ、ヤングケアラー等の多様な世代の家族介護者の支援ニーズを把握することは難しい現状であることが、本事業で実施した調査結果から明らかとなっております。

地域包括支援センターが、支援を必要とする多様な世代の家族介護者を把握するための取り組みを行うことは重要です。ただし、新たなことに取り組みなければならないのではなく、現状の業務の延長上で、これまでの関係機関等とのネットワークの活用や、すでに地域で就労世代やヤングケアラー等を支援している団体等とつながることで、支援が必要な家族介護者を早期に把握し適切な支援機関につなげていくことができます。それらの取り組みが、結果的に高齢者虐待防止や離職防止、地域全体で介護家族を支える地域づくりといった地域包括支援センターの総合的な展開へと結びつくことが期待できます。

そこで、**地域包括支援センターと他分野の関係機関等とが連携することによる多様な世代の家族介護者支援の推進に重点をおいた研修カリキュラム**を作成いたしました。

本カリキュラムは、都道府県が地域包括支援センター等の職員を対象に、**地域医療介護総合確保基金（地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業）**を活用して、ヤングケアラー等の多様な世代の家族介護者支援に関する研修を開催する際の進め方、内容等を提示しています。研修企画の際に、ぜひ、ご活用ください。

研修プログラムの概要

時間	プログラム内容	
5分	開会・オリエンテーション	
30分	家族介護者支援の動向と考え方（講義）	ヤングケアラーなど世代ごとの施策の動向や各世代のニーズの多様性
10分	都道府県の政策と都道府県内事例の紹介	
20分	1) 都道府県における家族介護者支援に関する政策 2) 連携を活かした家族介護者支援事例の紹介	地域包括支援センターと関係機関等のネットワークの構築
110分	連携型の家族介護者支援の推進に関する意見交換（グループワークと講評）	地域包括支援センターと関係機関等の連携のための具体策
5分	閉会	

目次

第1章	研修カリキュラムの作成について	1
第1節	研修カリキュラム作成の背景	1
第2節	研修カリキュラム作成のねらい	3
第3節	研修カリキュラムの特徴	3
第4節	研修カリキュラムの活用方法	5
第2章	本カリキュラムを用いて実施する研修の概要	6
第1節	研修の目的	6
第2節	研修受講者	6
第3節	研修プログラムの構成	7
第3章	研修プログラム	8
第1節	時間割と講師	8
第2節	研修の実施方法	9
第3節	研修教材概要	10
第4章	各プログラムの内容と進め方	11
第1節	開会・オリエンテーション	11
第2節	家族介護者支援の動向と考え方（講義）	12
第3節	都道府県の政策	15
第4節	都道府県内事例の紹介	16
第5節	連携型の家族介護者支援の推進に向けた意見交換と講評	19
第6節	閉会	23
第5章	研修教材	24
第1節	家族介護者支援の動向と考え方（講義）	24
第2節	連携型の家族介護者支援の推進に向けた意見交換（グループワーク）	52
第3節	研修後の振り返り（個人振り返り）	54
第4節	都道府県の家族介護者支援に関する政策資料（参考）	55
第5節	都道府県内事例紹介資料（参考）	72
第6章	家族介護者支援に関するお役立ち情報	82
第7章	研修カリキュラムの検討体制	86

第1章 研修カリキュラムの作成について

第1節 研修カリキュラム作成の背景

1. 重要視される地域包括支援センターの相談・調整機能

地域包括支援センターは、住民の身近な相談支援拠点として発足して以来、高齢者とその家族介護者を対象に、住み慣れた地域で生活を継続するための支援を行ってきました。

高齢者世帯の増加が見込まれる中、全世代型社会保障構築会議や、介護保険制度の見直しの議論の中で、家族介護者への支援の充実が求められ、地域包括支援センターによる家族介護者に対する相談支援機能や関係者との連携調整機能の重要性が指摘されています。

また、各種調査でその存在が明らかになってきたヤングケアラーの支援については、令和3（2021）年5月の福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告に基づき、関係者が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる取組みが進められています。例えば、家庭内の状況把握やヤングケアラーの介護負担軽減の方法の検討・関係者の調整など、地域包括支援センターも、その一翼を担うことが求められています。

2. 多様な家族介護者支援に向けた人材育成の推進

支援の対象となる家族介護者は、老老介護に加え、働く世代や子育て世代、さらにヤングケアラー等、多様であり、支援のあり方も一様ではありません。そのため、国は、これまでも労働施策と連携した取組みポイントを自治体向けに周知したり、介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）向けの「仕事と介護の両立支援」研修カリキュラム等、教育体制を整備してきました。また、ヤングケアラーに関しては、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」により支援のあり方が周知されるとともに、ケアマネジャーの法定研修に係るカリキュラムやガイドライン等の見直しの検討が進められています。

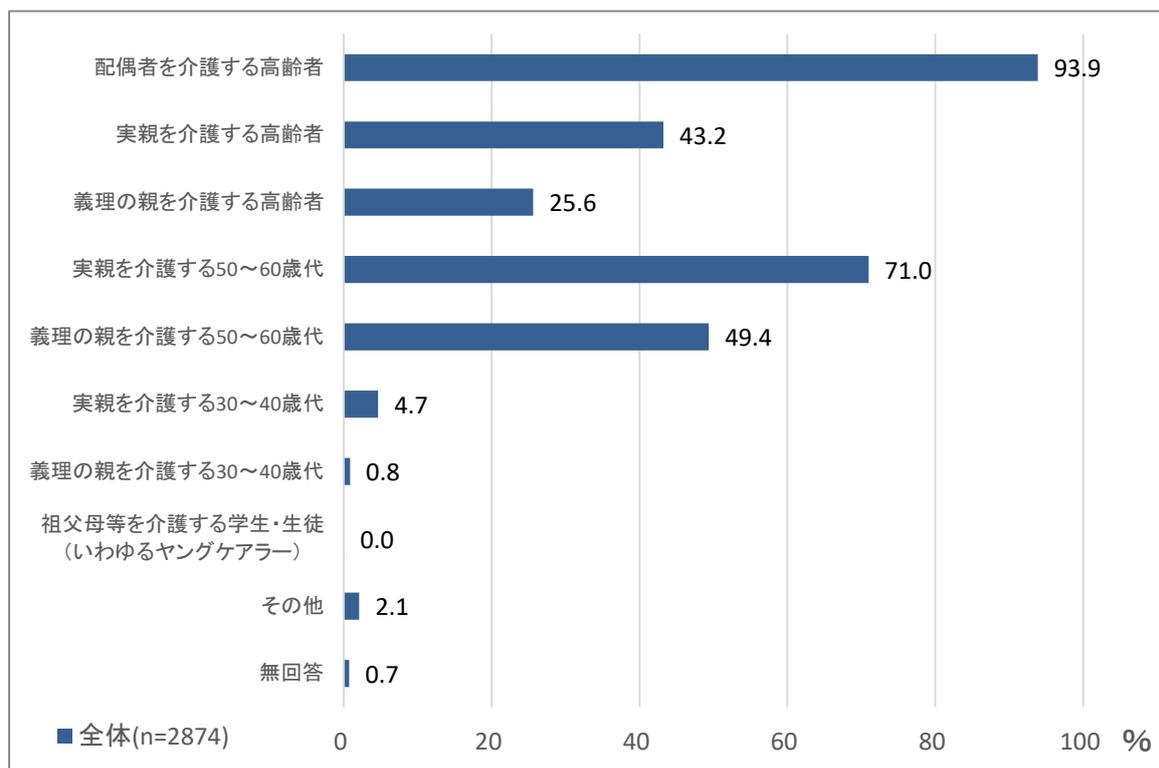
3. 表面化しにくい家族介護者の課題への対応

2022年に実施した地域包括支援センター向けの家族介護者支援に関する実態調査によると、就労世代の家族介護者向け支援の実施割合は20.5%、子育て世代向けでは11.7%、さらにヤングケアラー向けでは6.4%と低い状況にあります。支援を実施していない理由としては、何れの層についても、支援ニーズを把握していないが最多でした。また支援を実施しているセンターは、支援対象を見つけることが難しい、関係者との連携が難しいといった課題認識をもっていました。

介護している高齢者に関する相談ではなく、自らの課題解決を目的に、家族介護者が、地域包括支援センターへ出向いて来ることは、あまり多くありません。就労・子育て世代の家族介護者、ヤングケアラーは、時間的制約や認知度の低さから、一層その傾向が強いと考えられます。地域包括支援セン

ターに対するアンケート調査結果でも、若年の家族介護者に関する相談は少ないことがわかりました。このように、相談として顕在化しにくい家族介護者支援のニーズを早期に発見するためには、関係機関や団体、他分野との連携が不可欠です。また、家族介護者の抱える負担や複雑化した課題への対応のためにも関係機関や団体、他分野との連携が不可欠です。

図表 1-1 家族介護者に関する相談で多い属性（多いもの3つを回答）



出典：令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査

第2節 研修カリキュラム作成のねらい

先のとおり、政策的な流れの中で、就労・子育て世代やヤングケアラーなど、多様な家族介護者を含んだ支援の充実を目指した、地域包括支援センターの機能強化が求められています。しかしながら、就労・子育て世代や、ヤングケアラー等には、直接のアプローチが難しい等の事情もあり、地域包括支援センターだけでは支援ニーズを掴みにくく、支援も進み難い状況にあります。支援ニーズや必要性が表面化しにくい家族介護者を早期に発見し、抱える負担や複雑化した課題への対応を行うためには、関係機関や団体、他分野との連携が、きわめて重要です。

また、家族介護者支援においては、家族介護者を従たる存在として捉えるのではなく、主たる支援対象として位置づけて支援目標を定め、支援を行っていくことが大切です。対応する家族介護者属性の多様化に伴い、そうした基本的な考え方についても、今一度確認し、実務に活かしていくことが、家族介護者支援の充実に向けて必要です。

このような認識に基づき、多様な家族介護者のニーズを知り、地域や関係者と連携しながら支援を行うことの重要性を学ぶことに加え、家族介護者支援にあたっての大切な視点を再確認することを主眼とした研修カリキュラムを作成しました。

このカリキュラムは、都道府県が地域包括支援センター等の職員を対象に実施する研修にて活用することを想定しています。研修によって、都道府県が家族介護者支援の取組みを推進するきっかけになるとともに、受講者である地域包括支援センター職員等が高齢者のみならずヤングケアラーも含めた家族介護者の支援の必要性や支援のあり方を学び、地域包括支援センターによる多様な家族介護者に対する支援が進むことをねらいとしています。

第3節 研修カリキュラムの特徴

この研修カリキュラムは、地域包括支援センターが、地域の関係者と連携しながら支援を行う「**連携型家族介護者支援**」に関する**基本的なスタンス**を学ぶものです。経験年数や職種を問わず受講できる基礎的な内容になっています。また、受講時間は半日程度を想定しているため、優先度の高い事項に内容を絞っています。

具体的には、「1.最近の家族介護者支援政策動向を踏まえた地域包括支援センターの役割」、「2.家族介護者支援にあたっての大切な視点」、「3.連携型の家族介護者支援の意義や進め方」の3点にフォーカスした研修カリキュラムです。

1. 最近の家族介護者支援政策動向を踏まえた地域包括支援センターの役割

全世代型社会保障構築会議や、介護保険制度の見直しの議論、ヤングケアラーに関する施策等、家族介護者支援を取りまく最近の施策動向や、それを踏まえた地域包括支援センターの役割について理解を進めます。

2. 介護者支援にあたっての大切な視点

家族介護者支援においては、家族介護者を「家族介護力」として支援するだけでなく、**家族介護者本人の人生の支援**を行うことが重要です。そうした視点に立つと、家族介護者支援の目標は、介護者本人が希望する生活の質、仕事との両立等となります。またヤングケアラーにあっては、健やかな成長と教育の機会の確保などが、ゴールとなります。

このような家族介護者支援において大切な視点について理解を深めます。

図表 1-2 家族介護者支援に求められる視点

～家族介護者本人の人生の支援～

家族介護者を「介護が必要な高齢者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質向上に対して支援する

「家族介護者支援マニュアル」,厚生労働省 平成 30（2018）年 3月 より作成

3. 連携型の家族介護者支援の意義や進め方

「連携型の家族介護者支援」とは、支援が必要な家族介護者の発見や支援を、地域の関係者と分担・連携して支援を行うものです。地域包括支援センターが単独で支援にあたるのではなく、関係者と連携して支援を行うことで、**支援ニーズがわからない、支援が必要な人とつなげれないといった家族介護者支援における課題を解消することが可能**となります。また、地域包括支援センターが**地域の支え合い活動**とつながり、また支援が必要な家族介護者とをつなげることで、家族介護者が抱える過度な負担や課題の未然防止を図ることも期待されます。これらの取組みは、結果的に、**地域全体で介護家族を支える地域づくり**といった地域包括支援センターの総合的な展開へと結びついていきます。

「連携型の家族介護者支援」は、ヤングケアラーや子育て層など、地域包括支援センターにやや馴染みの薄い家族介護者ばかりでなく、「老老介護」の家族介護者でも有用です。例えば、老老介護では、家族介護者自身が認知症等により、医療や介護による支援が必要な場合がありますが、このよ

うなケースでは、医療機関と地域包括支援センターとがつながることで、よりスムーズな支援が行えるのではないのでしょうか。

家族介護者支援において「連携型」の取組みを進めることの意義を理解するとともに、具体的にどのようにして「連携型の家族介護者支援」を進めるかを学びます。

第4節 研修カリキュラムの活用方法

本研修カリキュラムは、都道府県が、地域医療介護総合確保基金（地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業）を活用して、地域包括支援センター等の職員を対象とした家族介護者支援に関する研修を企画・開催する際に、参考にするものとして作成しています。

本書では、研修カリキュラムの一部として、研修プログラムや教材をお示していますが、これらは一つのモデルであり、必ずこれを使用して行う必要はありません。モデルを参考に、各都道府県の家族介護者支援政策や課題認識等に応じて、より良い研修を企画してください。本書の中でも、オプションや調整例もお示しています。

なお、平成30（2018）年3月に厚生労働省は、市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアルを作成し、その副題にもあるとおり、家族介護者支援においては「家族介護者本人の人生の支援」を中心とした考え方や、具体的な支援方法を示しました。

また、本研究事業の一環で作成した「家族介護者つどいの場 立ち上げ・運営マニュアル」の中では、ヤングケアラーを含む多様な家族介護者のニーズを踏まえたつどいの場や自治体等の連携事例を多数紹介していますので、併せて参照してください。



第2章 本カリキュラムを用いて実施する研修の概要

第1節 研修の目的

研修では、家族介護者支援施策の動向と地域包括支援センターの役割を理解しながら、支援にあたっての大切な視点や、支援で不可欠な連携型の家族介護者支援のあり方を学びます。

研修の到達目標は次のとおりです。

図表 2-1 研修の到達目標

- ① 家族介護者支援施策を進めている背景、老老介護、就労・子育て世代、ヤングケアラーなど世代ごとの施策、国や県の動向について知る
- ② 家族介護者の属性ごとの課題や支援ニーズが異なること、関係機関を知る
- ③ 家族介護者支援における地域包括支援センターの位置づけと地域包括支援センター等が家族介護者支援を行うことの目的・意義を理解する
- ④ 家族介護者支援では、地域包括支援センターと関係機関等のネットワークを構築することが重要であることを理解する
- ⑤ 家族介護者を支援する関係機関等とのネットワーク構築や関係機関との連携を活かした新たな取組みについて考え言語化できる

第2節 研修受講者

この研修の受講者は、家族介護者支援に携わる地域包括支援センター職員を対象としています。職種や経験年数は問いません。

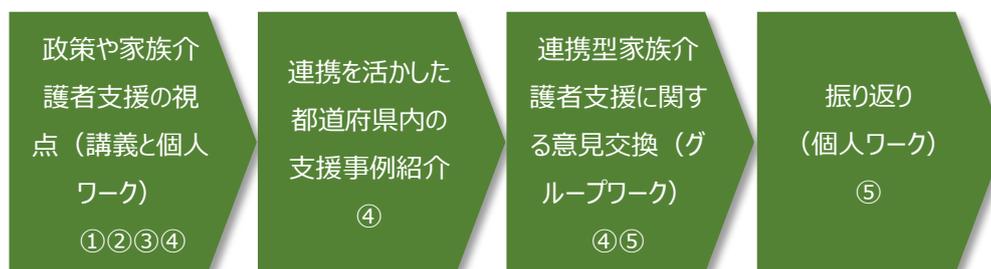
また家族介護者支援における関係機関等とのネットワーク構築の重要性の観点から、地域包括支援センター職員に加え、管内市町村職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャー等も対象とすることを想定しています。

第3節 研修プログラムの構成

研修の流れは、国および都道府県の政策や家族介護者支援の視点を講義で学んだ後、身近な好事例の共有や、グループワークによる意見交換を行い、講義で学んだことをより現実的な業務へと落とし込みながら、理解を深める構成としています。

講義の中でも、講師の話しを聴くばかりでなく、講師から行う「問いかけ」に応じていく参加型（アクティブラーニング）の学習方法を取り入れます。

図表 2-2 研修プログラムの基本構成と対応する到達目標



※①～⑤の番号は、図表 2-1 で示した、研修の到達目標に対応しています。

第3章 研修プログラム

第1節 時間割と講師

以下に、研修プログラムの時間割と講師例を示します。この例では、合計3時間のプログラムとして、設計しています。

都道府県内事例の紹介については、地域包括支援センター職員を講師として招聘することで、受講者にとって、より現実的なテーマとして研修内容を捉えることができ、学びの効果が高まると期待されます。

図表 3-1 研修の時間割

時間		プログラム NO.	プログラム内容	講師
単元	(累計)			
5分	(0:05)	①	開会・オリエンテーション	都道府県 職員
30分	(0:35)	②	家族介護者支援の動向と考え方（講義） ・家族介護者支援における施策の動向と地域包括支援センターの役割に関する考え方	学識者
10分	(0:45)	③	都道府県の政策と都道府県内事例の紹介 1) 都道府県における家族介護者支援に関する政策	都道府県 職員
20分	(1:05)	④	2) 連携を活かした家族介護者支援事例の紹介 ・関係機関との連携を活かした家族介護者支援事業紹介 ・関係機関との連携を活かした家族介護者支援のケース報告	地域包括 支援センタ ー職員
110分	(2:55)	⑤	連携型家族介護者支援の推進に関する意見交換（グループワークと講評） 1) 地域包括支援センターと関係機関とのネットワークを活かした家族介護者支援の取組みについて意見交換（グループワーク） 2) 意見交換内容の発表 3) 講評	学識者 都道府県 職員 地域包括 支援センタ ー職員等
5分	(3:00)	⑥	閉会 研修のまとめ、振り返りシートの説明	都道府県 職員

時間配分やプログラムの順番については、各都道府県の実情に応じて、調整してください。

下記に、時間配分や順番の調整例を示します。

● 研修プログラムの時間配分や順番の調整例

プログラム②について

「家族介護者支援の動向」、プログラム③「都道府県の政策」について、事前に参加者が配布資料の読み込みを行う事前学習とし（当日のプログラムからはずす）、意見交換の時間を長くとり

プログラム③について

「都道府県の政策」について、プログラム①「開会・オリエンテーション」の中で、一体化して説明する

第2節 研修の実施方法

この研修は、より多くの職員が参加できるように、オンライン方式で実施可能なプログラムとしています。

研修プログラムの前半は講義、後半は意見交換（グループワーク）となります。予めグループ分けをして、後半の意見交換の時間になったら、オンライン会議ツールの機能を使って、参加者を、グループ会議用の部屋に振り分けます。グループの意見交換が終わり、話し合った内容を発表するタイミングで、全体会議へと呼び戻します。

なお、オンラインでのグループワークを効果的に進めるにあたっては、次のような点に留意してください。

図表 3-2 オンラインのグループワークでスムーズに意見交換を進めるため参加者へのお願い

- 可能な限り、カメラ機能を「オン」にして参加ください。
- 意見交換で出された意見について、グループ内で視覚的に共有ができるよう、オンライン会議ツール上の共有機能（ホワイトボード機能、画面共有機能等）を活用してください。

同じプログラムを研修会場での対面方式（対面集合型）で行うことも可能ですので、都道府県の実情に合わせた方法を選択してください。

第3節 研修教材概要

以下に研修教材概要を示します。教材の具体的な内容は「第5章 研修教材」に示します。

図表 3-3 プログラム毎の教材

プログラム内容		教材
①	開会・オリエンテーション	-
②	家族介護者支援の動向と考え方 (講義) 家族介護者支援における施策の動向と地域包括支援センターの役割の考え方	・講義テキスト* (本書 P24～) ・講義用・個人ワークシート (本書 P50～) ・市町村・地域包括支援センターによる家族介護者マニュアル (副教材) ・家族介護者つどいの場 立ち上げ・運営マニュアル (副教材)
③	都道府県の政策 都道府県における家族介護者支援に関する政策	・政策説明資料を都道府県にて作成 ・参考例 (本書 P55～)
④	都道府県内事例紹介 連携を活かした家族介護者支援事例の紹介	・事例説明資料を都道府県にて作成 ・参考例 (本書 P72～)
⑤	意見交換 (グループワーク) と講評 地域包括支援センターと関係機関とのネットワークを活かした家族介護者支援の取組みについて意見交換と講評	・とりまとめ、発表用シート (本書 P52～)
⑦	閉会 まとめ、研修後の振り返りについての伝達	・個人振り返り用シート (本書 P54)

* プログラム②講義「家族介護者支援の動向と考え方」については、講義スライドに加えて、解説文も併せて示していますので、講師による解説または事前学習 (自習) の際に役立ててください。講師による講義を行う場合は、講義スライドのみを受講者に配布してください。

その他、家族介護者支援に関する参考資料、参考文献は、「第6章 家族介護者支援に関するお役立ち情報 (本書 P82～)」を参照してください。

第4章 各プログラムの内容と進め方

第1節 開会・オリエンテーション

研修の開催にあたって、主催者より、この研修を開催する目的や流れ等について説明します。研修の目的や、受講者が、この研修で目指すゴールの例をお示します。研修の背景や目的については、各都道府県の家族介護者支援政策に応じて、調整してください。

図表 4-1 研修の目的や学びのゴールとして伝えるべきポイント例

【研修を企画・開催する背景】

- 全世代型社会保障構築会議や介護保険部会における議論にも示されているように、家族介護者の抱える負担軽減や課題への対応として、地域包括支援センターの相談支援等の体制整備や他分野との連携が求められています。
- ヤングケアラーや介護離職の問題など、支援ニーズも多様化していますが、支援の方法は一様ではありません。

【研修の目的】

- 都道府県としても、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの深化を進める中で、家族介護者支援の取組みを推進していきます。
- この研修を通じて、家族介護者支援を取り巻く動向や、支援のあり方を学び、これまで地域包括支援センターを中心に行ってきた家族介護者への相談支援や関係者との連携を進め、家族介護者支援を一層充実させていきます。

【学びのゴール】

- この研修は、次のことを目指して、取り組んでください。
 - 家族介護者支援における地域包括支援センターの役割を知る
 - 家族介護者支援における大切な視点を知り、どのように業務に活かすか気づく
 - 地域包括支援センターが、他の関係者や地域と連携することで、家族介護者にとってどのような利点があるか気づく
 - 今後、連携を活かして、どのように支援を進めたらよいか、各地域包括支援センターの立場にたって、意見を述べることができる

第2節 家族介護者支援の動向と考え方（講義）

ヤングケアラーや就労・子育てとの両立なども含めた、家族介護者支援の施策の動向、それを踏まえた、地域包括支援センターの役割や関係者との連携のあり方、家族介護者支援で大切な家族介護者本人に着目した支援を行う視点について学びます。

講義のアウトラインは以下のとおりです。詳細は、「第5章 研修教材（本書 P24～）」を参照してください。講義用スライドと解説を示しています。解説を参考に説明を行ってください。

図表 4-2 家族介護者支援の動向と考え方（講義）のアウトライン

家族介護者支援をとりまく社会的背景・政策動向と地域包括支援センターの役割

家族介護者支援が必要になる社会的背景と地域包括支援センターの役割

- 老老介護
 - ・ 主な介護者の続柄
 - ・ 世帯の構成
 - ・ 高齢の家族介護者の課題
- 高齢者虐待の防止
 - ・ 高齢者虐待が発生する要因
 - ・ 地域包括支援センターが家族介護者支援を行うことの利点
- 就労・子育て世代
 - ・ 介護離職者数
 - ・ 就労世代、子育て世代向け家族介護者支援の課題
 - ・ 連携型家族介護者支援の必要性
- ヤングケアラー
 - ・ ヤングケアラーとは
 - ・ ヤングケアラーの実態
 - ・ ヤングケアラー向け家族介護者支援の課題
- 家族介護者支援の動向
 - ・ 全世代型社会保障構築会議での議論の方向性
 - ・ 介護保険制度の見直しの議論の方向性

家族介護者支援における大切な視点とその具体的展開

- 家族介護者支援における大切な視点
 - ・ これからの家族介護者の捉え方
 - ・ これからの家族介護者支援の目標
- 家族介護者支援の具体的展開
 - ・ 家族介護者支援の総合的展開の4つの考え方
 - ・ 地域づくり・まちづくり視点 ～つどいの場の活用～
 - ・ 家族介護者の状況についてのアセスメントの工夫

第5章 研修教材で示している講義教材の説明の中では、いくつか「問いかけ」を行っています。講師の話を聴くばかりでなく、講師から行う「問いかけ」に応じてアウトプットすることで、実務に落とし込みながら学びを得ることがねらいです。具体的な「問いかけ」は、第6章第1節に示す「講義教材」の「解説」の該当箇所に★印をつけて示しています。

問いかけに対する個人ワークのシートを用意していますので、ご活用ください。講義中に個人ワークの時間（各2分程度）をとり、受講者に対して、シートへの記入を求めてください。

図表 4-3 講義での問いかけに対する個人ワークの例

【スライド7】就労・子育て世代の家族介護者

Q1 全国的には、相当数の介護離職が毎年発生しています。あなたの地域包括支援センターでも、就労世代の男性が実親の介護をしているケースがあると思います。

→こうしたケースで、男性に対して、何か支援を行うことはありますか。支援を行っている場合どのような支援を行っているか記入してください。

→支援の過程で、他のセクターや専門職、地域の支え合いの活動等と連携をとっている取り組みはありますか。

Q1-1 行っている支援

Q1-2 地域と連携をとりながら進めている取り組み

【スライド 22】家族介護者支援の総合的展開の4つの考え方 アセスメント項目

Q2 スライドに示されているように、家族介護者支援においては、「介護者本人の人生の支援」という視点がとても重要です。

→上記でみた就労世代の男性が実親の介護をしている場合、「介護者本人の人生の支援」という視点に立ったとき、どのようなことをアセスメントしたらよいですか。

→連携を通じて、本人が発信し難い本人の希望を把握する方法はありますか。

Q2-1 就労世代の男性の人生の支援を行うためのアセスメント項目

Q2-2 連携を通じて本人の希望を把握する方法

【スライド 11】ヤングケアラーへの支援

Q3 ヤングケアラーは主介護者としては現れにくい場合も多いです。

→例えば、スライドの赤枠で示した事例のように「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」といったヤングケアラーが、センターの関わる事例にあったら記入してください。

Q3 ヤングケアラーに該当する事例

第3節 都道府県の政策

ヤングケアラー、就労・子育てと介護の両立等を含む家族介護者支援に関する都道府県の政策の概況について学びます。家族介護者支援に関する政策は、都道府県によって異なりますが、講義に含む内容例は次のとおりです。

図表 4-4 都道府県による説明内容例

- 1) 都道府県における家族介護者支援をとりまく現状（統計、アンケート調査結果等）
- 2) 都道府県における施策や計画（介護保険事業支援計画、施策の実施状況など）
- 3) 家族介護者支援に関する都道府県内の関係機関・地域資源について

なお、都道府県による家族介護者支援の政策説明の参考として、このカリキュラムの作成に際して、試行的研修を行った、滋賀県が作成した資料を第5章第4節（1）（本書 P55～）に示しています。また、全国ではじめてケアラー支援に関する条例を制定した埼玉県が令和3年度に実施した「ケアラー支援関係機関向け研修」において使用した資料を第5章第4節（2）（本書 P66～）に示していますので参照してください。

第4節 都道府県内事例の紹介

管内の地域包括支援センターが関係機関や地域との連携を通じて行っている支援の実践例の紹介により、「連携型家族介護者支援」とはどのようなものか、またそれを進める上での工夫の実際を学びます。

「家族介護者支援の動向と考え方（講義）」において、家族介護者が多様化するなか、それぞれの家族介護者に対して、地域や関係者と連携を通じた支援を行うことで、より効果的な支援を行えることを学びました。ここでは、地域の身近な実践例を知り、地域包括支援センターの現状の業務の延長線上の中で、「連携」を意識して取り組むことで、家族介護者支援が進展していくことを理解します。

家族介護者支援における「連携」には、支援が必要な家族介護者を「発見」するプロセス、家族介護者への課題を解決する「支援」のプロセスがあります。何れかのプロセスに着目した事例、両方のプロセスを含んだ事例でも構いません。事例については、支援の具体的な内容に加え、誰とどのような連携をしているかなど、下記のような内容について、紹介してください。

図表 4-5 支援事例紹介の構成例

- 支援対象者像（支援対象となる家族介護者の属性、抱えている課題・支援課題）
- 連携内容（誰と・何を目的に・何を分担/協力しあっているか）
- 連携体制（連携をスムーズに行うための方法、組織的にやっている工夫）
- 連携体制構築にいたるまでのハードルや対応
- 家族介護者の人生・生活の質向上の視点から、どのような成果をもたらしているか

～紹介事例の選定～

より身近な事例により、「連携型家族介護者支援」の実際に触れ、次のプログラムである連携型家族介護者支援の推進に向けた意見交換を行う際の参考としますので、プログラム⑤の「意見交換」のテーマとも連動させながら選定してください。

～紹介事例のタイプの想定～

紹介事例としては、個別の支援対象者への支援事例の他に、連携型支援を円滑に行うための体制づくりや地域づくりの事例・事業も想定しています。体制づくりの事例の参考として、滋賀県における試行的研修で使用した滋賀県守山市の認知症家族介護者訪問の取組みについての資料を第5章第5節（本書 P72～）に示します。

図表 4-6 滋賀県守山市の認知症家族介護者訪問の事例

- 認知症家族介護者の負担感が大きくなる前に地域包括支援センターが認知症家族を訪問し、困りごとの聞き取り等を行い、課題解決へ支援
- 訪問対象者リストは、基幹包括が選定基準に基づいて抽出
- 訪問結果は、随時担当ケアマネジャーに報告、モニタリングの必要性を検討

～事例収集にあたって～

都道府県内で取り組まれている事例は、基礎自治体へのヒアリングや各種会議での情報共有などの方法で収集します。それに加え、自治体経由で地域包括支援センターへのアンケート調査を実施し、家族介護者の支援実態を把握して、支援事例の有る自治体中から連携型の家族介護者支援の事例を抽出するのの一つの方法です。

以下に事例収集のためのアンケート調査票の例を示しますので、ご活用ください。

図表 4-7 実践事例収集のためのアンケート調査票の例

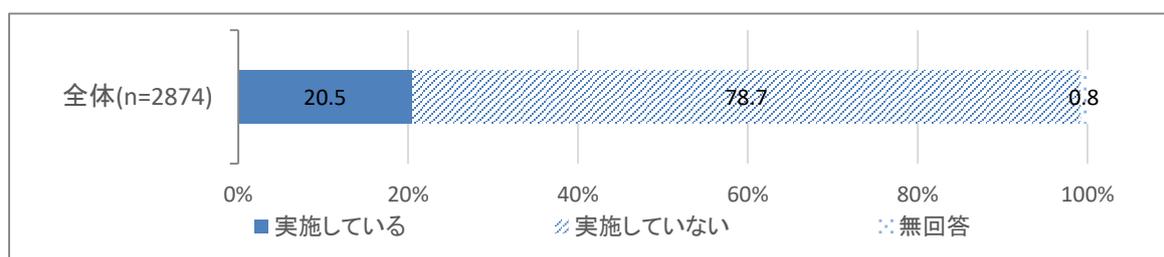
家族介護者支援に関する取組み状況調べ			
自治体 ()		地域包括支援センター ()	
1) 家族介護者属性別の支援状況	2) 単独で行っている取組み	3) 連携を通じて行っている取組み	4) 連携可能な機関や地域資源
老老介護の人 <input type="checkbox"/> 支援事例有 <input type="checkbox"/> 支援事例無			
就労・子育て世代の人 <input type="checkbox"/> 支援事例有 <input type="checkbox"/> 支援事例無			
ヤングケアラー <input type="checkbox"/> 支援事例有 <input type="checkbox"/> 支援事例無			
その他 支援実施例 ()			

特に、就労世代、子育て層やヤングケアラーについては、全国的にみても支援を実施している地域包括支援センターの割合が低く、多くの地域包括支援センターが、支援が必要な家族介護者の把握や支援のあり方に関して課題を抱えています。そこで、少数ではあっても都道府県内で実施されている事例を拾いあげ、共有していくことは有益です。圏域や基礎自治体の枠を超えて、事例を共有できることは、都道府県が研修を主催するメリットでもあります。

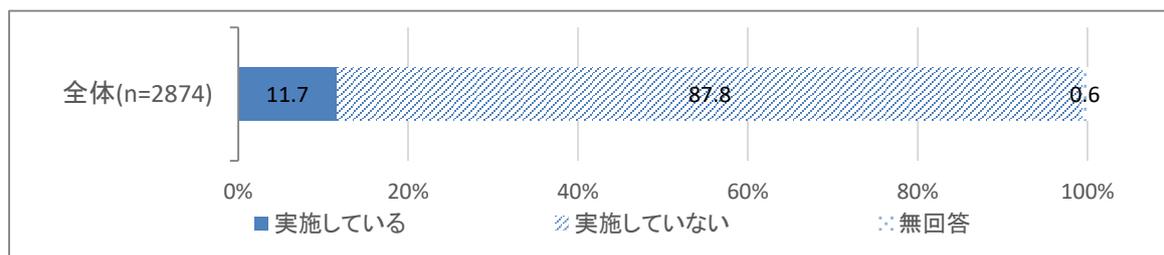
この他、上記のアンケートを出発点に、事例集の作成や、都道府県内地域包括支援センターにおける家族介護者支援の実態も把握することができるため、政策等への活用や、研修の企画にも活用可能です。

図表 4-8 地域包括支援センターにおける家族介護者支援の実施状況

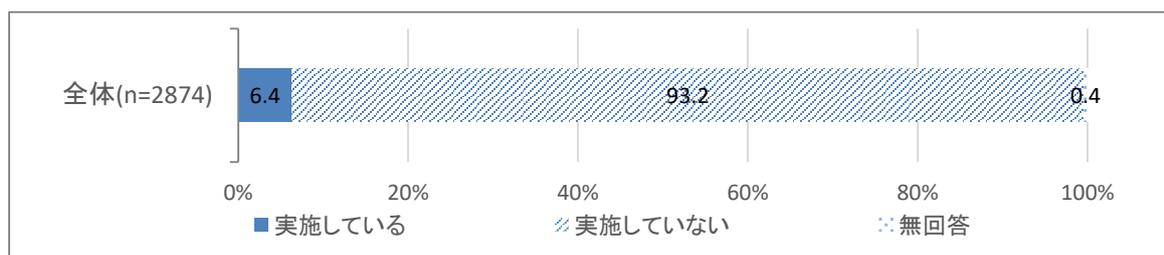
□就労世代向けの実施状況



□子育て世代向け支援の実施状況



□ヤングケアラー向け支援の実施状況



出典：令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査

●地域の実践例紹介のオプション

都道府県における労働部局や子ども部局においても、既に、介護離職防止やヤングケアラー対策の取組みが進んでいるものと思われます。これら部局の担当者を講師として招き、「地域包括支援センターと、どのような連携を期待しているか」について話してもらうことも考えられます。この場合、講師に、次のプログラムの意見交換にグループメンバーとして参加してもらうことで、一層、効果的な連携推進が期待されます。

第5節 連携型の家族介護者支援の推進に向けた意見交換と講評

今後、地域包括支援センターが関係機関とのネットワークを活かした家族介護者支援の取組みを進めていくための意見交換を行います。意見交換は、家族介護者支援に関して地域包括支援センターの職員が日頃から問題意識を感じるテーマを題材に行います。意見交換で話し合ったことをきっかけに、各自が家族介護者支援の業務を振り返り、職場にもどって地域やセンターで進めていくべきことを考え・言語化することが研修のゴールとなります。

(1) テーマの設定

話合いのテーマは、地域包括支援センターの職員が日頃かかえる家族介護者支援に関する課題意識や困りごとを題材とし、その解決の方法について、連携型支援の切り口から話合いを進めます。

テーマ例は以下のとおりです。これらを参考に、都道府県にて、家族介護者支援における課題認識等に応じて、テーマを1～4つ程度設定して、意見交換を進めてください。

図表 4-9 意見交換のテーマ例

【就労との両立支援に関して】

- 介護離職してからの相談があるが、離職前に相談してもらうにはどのようなやり方があるか
- 介護離職した人が介護終了または一段落した後に、社会復帰していくには、どう支援したらよいか

【虐待未然防止】

- 虐待未然防止の観点からアセスメントや支援の中で、負担軽減をどのように進めたらよいか
- 包括的・継続的マネジメント業務における家族介護者支援の中でできることはないか
- 「虐待」という言葉を使わずにケアマネや関係者の気づきを得る方策はないか

【ヤングケアラーへの支援に関して】

- 地域包括支援センターがヤングケアラーとつながるために関係者ができることは何か
- ヤングケアラーに関する相談があった場合、どのように支援するか

【家族介護者支援全般】

- 家族介護者自身の生活・人生に関する意向のアセスメントをどのように進めるか
- 支援が届いていない層に対して「つどいの場」を活用して支援を行うには、どのような場があったらよいか、それをどのように推進するか

(2) グループ分け

1 グループの人数は3～4名程度を想定しています。複数のテーマを設定した場合、事前に参加者の希望を募り、希望に応じたグループ編成を行うことも、参加者の動機付けにプラスに働きますので、検討してください。

選定したテーマによっては、受講者以外に都道府県における労働部局やこども部局職員、ヤングケアラーコーディネーター等もメンバーとして参加すると有意義な話し合いとなります。

(3) 意見交換（グループワーク）の進行

意見交換は、次のように進行します。2) から7) がグループに分かれての意見交換の時間となります。これらの進行内容については、予め進行表として、参加者に配布した上で、司会者からもアナウンスを行います。

図表 4-10 意見交換の進め方

区分	時間配分	進行
進め方の説明 (5分)	5分	1) 司会者より、グループワークの意義、進め方についてオリエンテーションを行います。説明の後、進め方に関する質問を受け付けます。 ～これよりグループに分かれてのワーク～
導入 (20分)	5分	2) 簡単な自己紹介を行ってください（全員一巡）。
	5分	3) 話し合いの役割決め（進行役、書記、発表者）を行ってください。一人が複数兼務することも可能です。
	10分	4) テーマに関して、関心をもったきっかけ・現在困っていることなどを共有してください（全員一巡）。
意見交換 (60分)	25分	5) テーマについて、現状の問題点や、より良い支援を行うために克服すべきハードルについて意見交換を行ってください。
	25分	6) テーマについて、改善・解決の方向性、中でも連携を活かした支援により、改善を行うとしたら、誰と、どのような連携を行うのがよいか意見交換を行ってください。
	10分	7) 意見交換の内容をとりまとめて発表用シートに記載してください。 ～これより全体でのワーク～
発表 (15分)	10分	8) グループ別発表を行います（2分×5グループ程度）。
	5分	9) 発表に対する質疑、感想を求めます（講師および他グループから）。 * 各グループの発表の都度、1分程度の質問や感想を述べる時間を設けてください。
講評 (10分)	10分	10) 都道府県担当者および講師を行った講師等から、発表に対する講評と総括を行います。

グループ別に意見交換を行っている間、講師や都道府県担当者は、各グループを回って議論の様子を聴いたり、受講者の進め方に関する不明点等があれば解消してください。

第5章 研修教材

第1節 家族介護者支援の動向と考え方（講義）

□講義用教材

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
地域包括支援センター等を対象とした家族介護者支援に関する研修

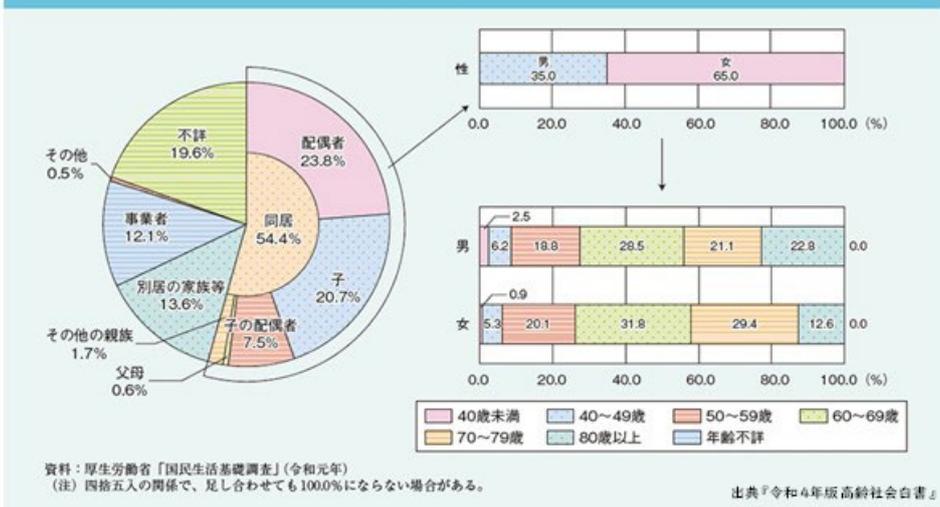
家族介護者支援における施策の動向と 地域包括支援センターの役割

【解説】

- ・本スライドは、都道府県が地域包括支援センター等の職員を対象とした家族介護者支援に関する研修を企画・開催する上での参考資料として、一つのモデルとして示すものです。各都道府県の家族介護者支援政策や課題認識等に応じて改変し、より良い研修の企画に役立ててください。
- ・スライドでは以下のマニュアルや報告書を補完する形でポイントを解説します。必要に応じて、研修では以下のマニュアルや報告書をご活用ください。
(マニュアル)
 - ・市町村・地域包括支援センターによる家族介護者マニュアル（平成30年3月）
 - ・家族介護者つどいの場 立ち上げ・運営マニュアル（令和5年3月）(報告書)
 - ・令和4年度老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」報告書

家族介護者支援が必要になる社会的背景 老老介護①

図1-2-2-8 要介護者等から見た主な介護者の続柄



要介護者等と同居している主な介護者の年齢は、男性72.4%、女性73.8%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースが相当数存在している。

2

【解説】

- ・まず、家族介護者支援の社会的背景を確認しながら、地域包括支援センターの役割を考えていきましょう。
- ・国の調査では、要介護者等と同居している介護者の年齢が男女ともに約7割が60歳以上になっています。いわゆる老老介護のケースが多いという状況です。
- ・このことは、地域包括支援センターの実践現場においても日々感じていることかと思えます。

家族介護者支援が必要になる社会的背景 老老介護②

図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世界に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



「団塊の世代」の全員が75歳以上となる2025年の日本では

- 認知症の高齢者
- 高齢者単独世帯
- 高齢者夫婦のみ世帯

の割合が増加していくと推計されている。

3

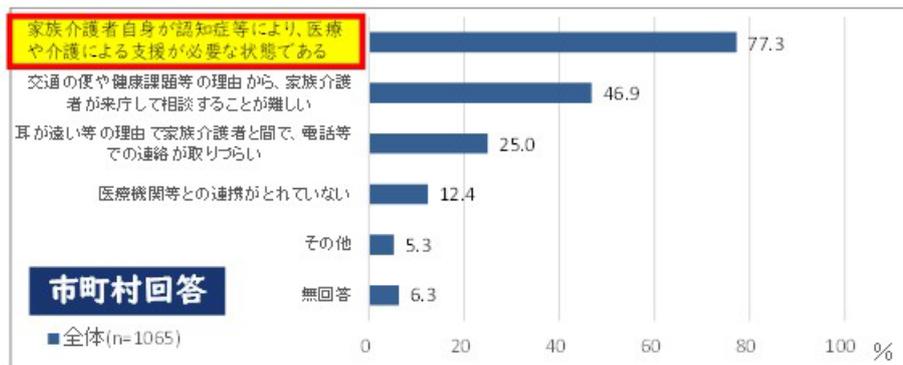
【解説】

- ・一方で、65歳以上だけではなく、団塊の世代の全員が75歳以上となる2025年の日本においては、認知症の高齢者、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加していくことが推計されています。
- ・このような社会的背景を踏まえ、家族介護者支援の研修が行われています。
- ・もちろん、老老介護だけではなく、8050問題やヤングケアラー等の地域課題についても、地域包括支援センターでは取り組まれていますので、親と未婚の子のみの世帯や三世帯世帯への支援も家族介護者支援においては重要です。

地域包括支援センターの役割 老老介護③

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

高齢の家族介護者(老々介護)の課題



「老老介護」の家族介護者自身が認知症等により、医療や介護による支援が必要な状態であることが課題になっている。

➡ 地域包括支援センターとして、どのような支援や連携を行っていますか？

4

【解説】

- ・ここからは国の研究事業で実施されたアンケート調査結果を示しながら、実際の現場での対応状況について振り返り、確認していきたいと思えます。
- ・高齢の家族介護者、いわゆる老老介護の課題を市町村に調査した結果、やはり1位は「家族介護者自身が認知症等により、医療や介護による支援が必要な状態である」という課題になりました。
- ・地域包括支援センターの現場においては、夫婦で認知症の症状があったり、両方とも要介護認定を受けているケースも多いと思えます。その実態が示されたという結果だと言えます。
- ・そのような老老介護の支援について、皆さまの地域包括支援センターでは、どのような支援や連携を行ってきたでしょうか。
- ・キーパーソン不在のため成年後見制度につなげるような支援もあれば、地域の関係者と連携して在宅生活の継続を維持していることもあるかと思えます。
- ・老老介護の支援や連携を振り返った際に、地域包括支援センターの実践現場では老老介護の事例が非常に多いことが確認できるのではないのでしょうか。

地域包括支援センターの役割 高齢者虐待の防止①

出典：東京都(2009)「高齢者虐待防止と権利擁護—いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために」p6
長寿社会開発センター(2022)『地域包括支援センター運営マニュアル3訂』p161図表6-4を参考に一部改変

図：高齢者虐待が発生する要因



5

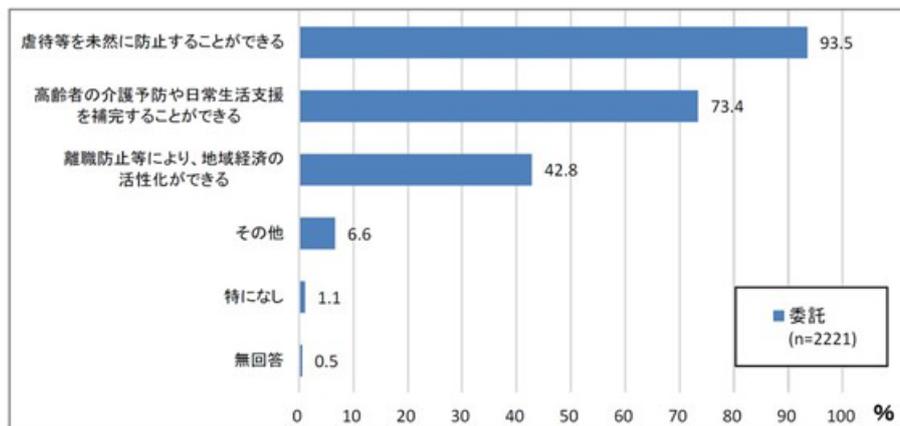
【解説】

- ・地域包括支援センターは権利擁護業務として高齢者虐待の防止に取り組んでいます。
- ・現場で対応している老老介護の事例は数多くあると思いますが、高齢者虐待が発生しないように予防的にアプローチしていくことが求められる事例は、どのくらいあるでしょうか。
- ・数多くの事例で予防的なアプローチが必要なが認識できるのではないのでしょうか。
- ・高齢者虐待を防止する視点を持って、支援や連携を行うことができる機関が地域包括支援センターです。
- ・地域包括支援センターだからこそ、介護者の息抜きができるようなつどいの場をつくり、介護者支援を行うことが虐待の防止にもつながることを理解できるはずです。
- ・虐待の未然防止がどんなに重要で、理想としたいことなのか、深刻な事例に直面してきた地域包括支援センターの職員ならば実感をもってわかるはずです。

地域包括支援センターの役割 高齢者虐待の防止②

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

地域包括支援センターが家族介護者支援を行うことの利点



➔ 家族介護者支援は地域包括支援センターの主要業務と深く連動する業務

6

【解説】

- ・アンケート調査結果においても、家族介護者支援の利点として虐待の未然防止が挙げられています。
- ・その認識を持って、高齢者本人の人生を支援するだけでなく、介護者本人の人生を支援することが重要であること、つまり家族介護者支援を行うことが必要であることを、地域包括支援センター職員の共通認識にしていくことが大事になります。
- ・家族介護者支援は「任意」というイメージが強いですが、むしろ、地域包括支援センターの主要業務と深く連動する業務になります。

家族介護者支援が必要になる社会的背景 就労・子育て世代①

図1-2-2-10 介護・看護により離職した人数



家族の介護や看護を理由とした離職者数は1年間(平成28年10月～平成29年9月)で約9.9万人

参考：令和3年度養護者による高齢者虐待の虐待判断件数(16,426件)⇒虐待より多い 7

【解説】

- ・一方で、就労・子育て世代においても介護離職など、支援が必要な状況が社会問題化しています。
- ・国の調査によれば1年間で約10万人、家族の介護や看護を理由とした離職者がいます。
- ・現場で対応している皆さまの対応する事例ではいかがでしょうか。介護離職は実際にはあまり事例がないという声もあるかもしれません。
- ・しかし、比べていただきたい数字があります。養護者による高齢者虐待の虐待判断件数は全国で約1万6千件あります。
- ・皆さまのセンターにおいても、相当数の虐待ケースを対応されていると思いますが、全国的には虐待の5倍以上の介護離職が毎年発生しています。★

★⇒問いかけに対する個人ワークシート：就労・子育て世代の家族介護者

家族介護者支援が必要になる社会的背景 就労・子育て世代②

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業 「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用



8

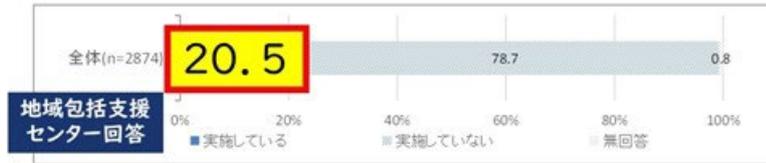
【解説】

- ・アンケート調査では「相談することが難しい」、「相談先としてセンターが認知されていない」ことが、就労・子育て世代の家族介護者の共通的な課題になっています。
- ・就労世代だとセンターの相談受付時間に相談が難しい、子育て世代は子どもの世話で忙しいなど、相談につなげにくい事情があります。
- ・そのような状況に対して、相談窓口の周知や広報を工夫して、どうにかアプローチをしようと奮闘しているセンターもあると思います。
- ・しかしながら、実際はセンターが単独で取り組むには限界があるため、多機関との連携、地域との連携を意識した家族介護者支援を展開する必要があります。

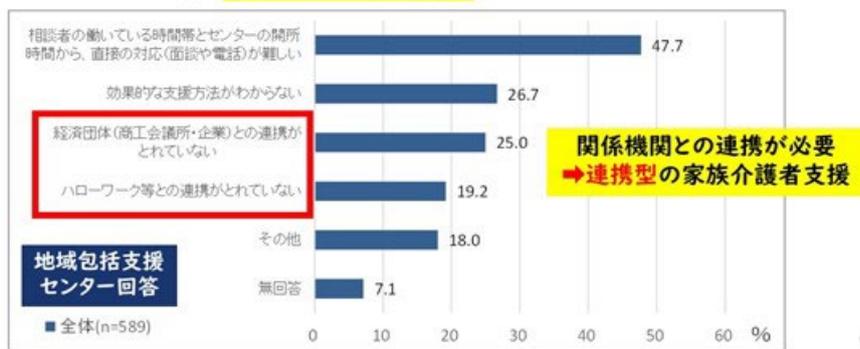
地域包括支援センターの役割 就労・子育て世代③

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

就労世代向け支援の実施状況



就労世代向け支援を実施している場合の課題(複数回答)



【解説】

- ・アンケートによれば、就労世代向けの支援は全国の約20%のセンターが実施している実態がありますが、連携型の家族介護者支援としては、具体的には商工会や企業など、介護者の職場やハローワークとの連携が必要であることが示されています。
- ・いかに関係機関と連携して、相談窓口の周知・広報や具体的な相談につなげるか、そして、「相談者と時間が合わない」ことや「効果的な支援方法がわからない」といったことに、どう対応していくかが課題となります。

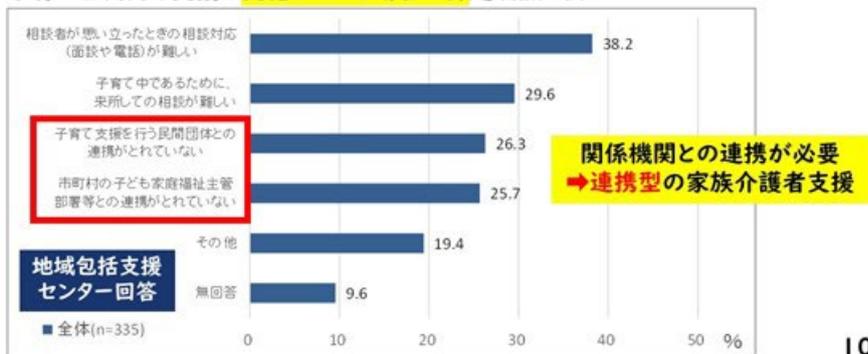
地域包括支援センターの役割 就労・子育て世代④

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

子育て世代向け支援の実施状況



子育て世代向け支援を実施している場合の課題(複数回答)



【解説】

- ・一方、子育て世代向けの支援となると、就労世代と比べて実施割合が半減し、約 10%となります。皆さまのセンターではいかがでしょうか。
- ・連携型の家族介護者支援としては、子育て支援を行うような民間団体や NPO、市町村の担当部署との連携が必要であることが示されています。
- ・就労世代と同様に、いかに関係機関と連携して、相談窓口の周知・広報や具体的な相談につなげるかが課題になっています。
- ・つまり、就労世代と子育て世代の支援におけるセンターの役割としては、「相談を待つ」のではなく、「関係機関との連携を模索して働きかけていく」ことが大事になります。

家族介護者支援が必要になる社会的背景 ヤングケアラー①

引用「厚生労働省 ヤングケアラー特設サイト」<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(ヤングケアラー)が、家族介護者になっているケースはありませんか？

11

【解説】

- ・一方、主介護者としては現れにくい場合もあるヤングケアラーについては、私たちがヤングケアラーについて理解し、該当する事例がないかを確認する必要があります。
- ・どのようなことが高齢者虐待に該当するのか、その理解がなければ、虐待の早期発見や対応ができないのと同様です。
- ・例えば、赤枠で示した事例のように「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」といったヤングケアラーが、センターの関わる事例にいないでしょうか。★
- ・高齢者虐待において「センターが関わる事例に虐待の事例は疑いも含めて存在しない」と言い切ることができるでしょうか。
- ・おそらく、言い切れるセンターはいないと思います。
- ・ヤングケアラーの事例も同様です。「該当する事例がない」のではなく、情報が足りていない、把握ができていないという点で「みつからない」というのが現状ではないでしょうか。

★⇒問いかけに対する個人ワークシート：ヤングケアラーへの支援

家族介護者支援が必要になる社会的背景 ヤングケアラー②

図表-76 世話をしている家族の有無

令和2年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

	(調査数 n)	いる	いない	無回答
中学2年生	5,558	5.7	93.6	0.6
全日制高校2年生	7,407	4.1	94.9	0.9
定時制高校2年生相当	366	8.5	89.9	1.6
通信制高校生	445	11.0	88.1	0.9

※通信制高校生について、本設問は18歳以下、19歳以上の年齢別に聞いており、年齢の設問に無回答であった1名は回答の対象外となっている。

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。19歳以上は「いた(現在はお世話をしていない)」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

図表-77 世話を必要としている家族(複数回答)

	(調査数 n)	父母	祖父母	きょうだい	その他	無回答
中学2年生	319	23.5	14.7	61.8	3.8	9.4
全日制高校2年生	307	29.6	22.5	44.3	5.5	8.8
定時制高校2年生相当	31	35.5	16.1	41.9	12.9	9.7
通信制高校生	49	32.7	22.4	42.9	12.2	0.0

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

12

【解説】

- ・中学生・高校生を対象にした国の調査では「ヤングケアラーがいる」という実態が明らかになっています。「世話をしている家族がいる」と回答した中学生・高校生の中に、祖父母、つまり高齢者の世話をしている事例が相当数あることが示されています。

地域包括支援センターの役割 ヤングケアラー③

図表-80 祖父母の状況(複数回答) 令和2年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

	調査数 (n II)	高齢 (65歳以上)	要介護 (介護が必要な状態)	認知症	身体障がい	知的障がい	精神疾患、依存症 (疑い含む)	の病気、依存症以外	その他	無回答
中学2年生	47	80.9	27.7	19.1	17.0	6.4	8.5	8.5	6.4	8.5
全日制高校2年生	69	76.8	33.3	23.2	17.4	7.2	5.8	8.7	8.7	5.8
通信制高校生	11	90.9	18.2	36.4	27.3	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

※定時制高校2年生相当はサンプル数が非常に少ないため掲載していない。

ヤングケアラーが
家族介護者になっている

図表-81 祖父母への世話の内容(複数回答)

	調査数 (n II)	家事 (食事の準備や掃除、洗濯)	身体的な介護 (入浴やトイレのお世話など)	外出の付き添い (買い物、散歩など)	通院の付き添い	感情面のサポート (愚痴を聞く、話し相手になるなど)	見守り	通訳 (日本語や手話など)	金銭管理	業の管理	その他	無回答
中学2年生	47	42.6	14.9	40.4	4.3	29.8	57.4	2.1	10.6	14.9	4.3	8.5
全日制高校2年生	69	43.5	21.7	17.4	14.5	31.9	52.2	5.8	4.3	23.2	5.8	5.8
通信制高校生	11	63.6	18.2	27.3	27.3	27.3	54.5	9.1	0.0	9.1	18.2	0.0

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

※定時制高校2年生相当はサンプル数が非常に少ないため掲載していない。

地域包括支援センター
としてどのような役割を
果たすべきでしょうか？

13

【解説】

- ・また、認知症や精神疾患を抱えている家族、要介護状態の家族などの介護者となっている実態も示されています。
- ・見守りや家事、金銭管理、通院同行、外出同行、幅広くヤングケアラーが担っている実態もあります。
- ・このような実態に対して、地域包括支援センターとして、どのような役割を果たすべきでしょうか。

地域包括支援センターの役割 ヤングケアラー④

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用



14

【解説】

- ・アンケートでは「見つけることが難しい」「相談先としてセンターが認知されていない」という課題が上位に挙がる一方で、就労世代や子育て世代と同様に、関係機関との連携の必要性が示されています。
- ・学校や民間団体、市町村の担当部署など、多様な関係機関と連携して、情報を共有すること、そして実態把握をすることが大事になっています。

地域包括支援センターの役割 ヤングケアラー⑤

令和2年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

図表-19 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題(複数回答)



図表-20 「ヤングケアラー」と思われる子どもを支援する際の課題(複数回答)



・実態把握が後回し
 ・支援方策が検討しにくい
 関係機関との連携が必要
 ⇒連携型の家族介護者支援

15

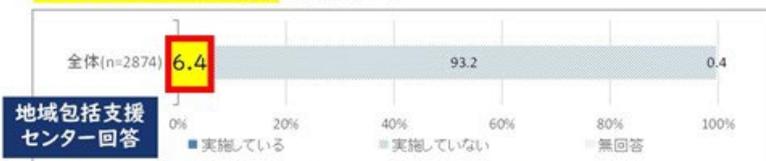
【解説】

- ・要保護児童対策協議会を対象とした国の調査では同じような課題が挙げられています。
- ・市町村や地域包括支援センターと、教育や児童分野の関係機関で課題認識が一致しており、連携の必要性はお互いが認識しているという状況です。
- ・また、一方で、緊急度が低くないため実態把握が後回しになることや、具体的な支援方策を検討しにくいという課題も挙がっています。
- ・センターの総合相談支援業務として実態把握を行うことや、また実態から支援ニーズを把握して支援方策を検討するといったこと、そういったことが、今後のセンターの役割として期待されているという現状です。

地域包括支援センターの役割 ヤングケアラー⑥

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

ヤングケアラー向け支援の実施状況



ヤングケアラー向け支援を実施していない理由(複数回答)



16

【解説】

- ただ、センターが期待されていたとしても、アンケートではセンターのヤングケアラー向けの支援の実施率は6.4%です。皆さまのセンターではいかがでしょうか。
- ヤングケアラーの支援ニーズが把握できていないことが、支援を実施していない大きな理由になっていますが、支援ニーズを把握するためには、ヤングケアラーについてセンターが理解を深め、実態把握を行うことが必要になります。
- そのため、ヤングケアラーの支援においても、「相談を待つ」のではなく、「関係機関との連携を模索して働きかけていく」ことが大事になります。

地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般①

(令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議報告書)

◆ 地域包括ケアシステムの進化・推進

単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する都市部の状況等を踏まえ、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い中重度の要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できる介護サービス提供体制の整備が必要であり、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。また、総合事業について、担い手の育成や継続的に利用する者の選択肢の拡大の検討を含め、現行事業の受け皿整備や活性化を図ることが重要である。

また、今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長いいききと地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要がある。

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

<地域包括支援センターの体制整備と地域共生社会の実現>

○ また、認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援のみならず、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要である。地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である。

○ このような医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要がある。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言える。

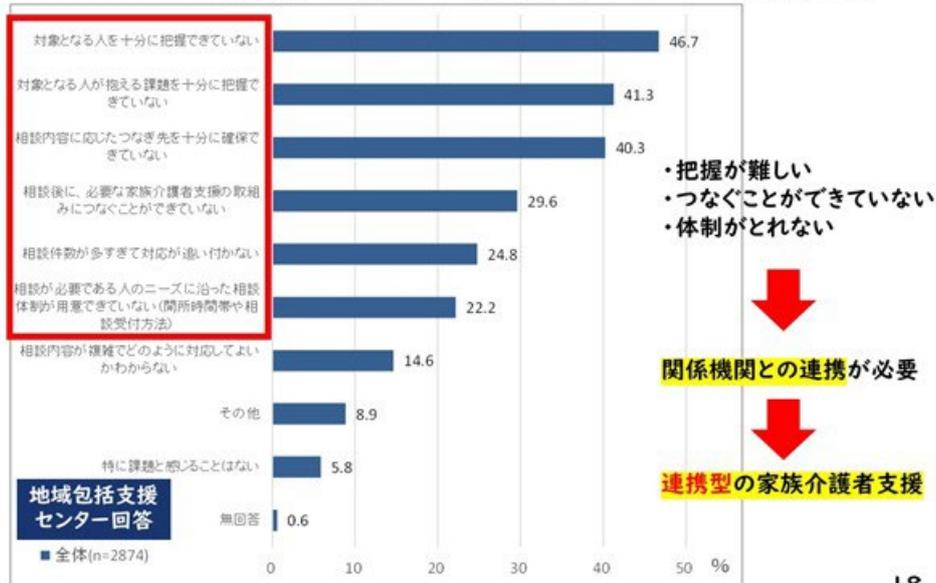
17

【解説】

- ・国の全世代型社会保障構築会議においても、今後の施策の方向性について、センターでは家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るために、相談支援や関係者との連携調整の体制整備を推進することが示されています。
- ・社会保障審議会における介護保険制度の見直しの議論においても、センターによる家族介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進して、地域共生社会と地域包括ケアシステムの構築の両方を目指していくことが示されています。

地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般②

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用



18

【解説】

- ・老老介護や就労世代・子育て世代、ヤングケアラーなど、家族介護者の属性別にセンターの役割を確認してきました。
- ・家族介護者の支援に関わる課題としては、その他にも、ダブルケアや8050問題などのテーマが挙げられます。
- ・そのような幅広い家族介護者支援について、センターが抱えている課題の共通点をアンケートで把握すると、「把握が難しい」「つなぐことができていない」「体制がとれない」といった点が挙がってきます。
- ・家族介護者支援をセンター単独で行うのではなく、関係機関との連携を模索してつながりを作ることで、課題が複雑化する前に早期発見・対応を行うこと、地域で孤立しないように支えることが可能になりますので、連携型の家族介護者支援を意識することが重要になってきます。

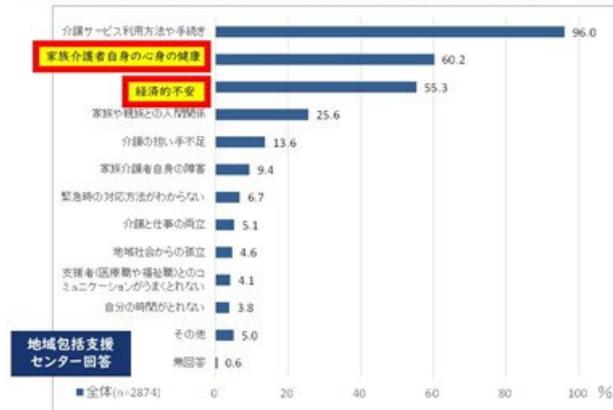
地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般③

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

令和3年度の平均相談件数の割合 ※ 家族介護者からの相談
 = 地域包括支援センター評価指標にある「家族介護者からの相談」に該当するもの



家族介護者に関して多い相談内容 (上位3つまでの複数回答)



19

【解説】

- ・また、センターが総合相談として対応している相談のうち、4分の1は家族介護者からの相談であるという実態がアンケートで明らかになっています。
- ・そして、高齢者本人の介護サービスの利用や手続きに関することが主訴になる一方で、「家族介護者自身の心身の健康」や「経済的な不安」といった内容が、相談の半数には含まれているという実態があります。
- ・従って、センターの総合相談支援業務において、高齢者本人のアセスメントだけでなく、同時に、家族介護者のアセスメントも行って、支援のニーズを見逃しがないようにすることが大事になってきます。

地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般④

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
家族介護者支援の実態に関するアンケート調査(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)より引用

家族介護者の状況についてのアセスメントで把握している項目(複数回答)

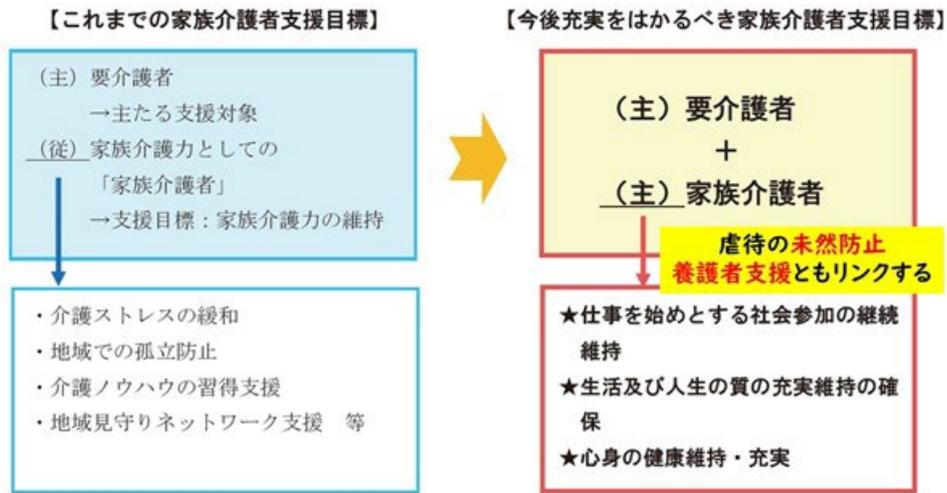


20

【解説】

- ・家族介護者の状況について、皆さまのセンターではどのようなアセスメント項目を設定していますか。
- ・全国調査では、家族構成や介護負担感等の基本的な情報だけではなく、地域・近隣との関係や仕事や子育て等との両立など、幅広くアセスメントされている実態が明らかになりました。
- ・ここで示されたアセスメント項目の詳細は、「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者マニュアル」にアセスメントシートとして掲載されています。
- ・特に着目すべき点は2つあります。1つは、関係者や協力者の連携や仕事や子育て、学業の両立といった連携型の家族介護者支援を行う必要性をアセスメントする項目があるということです。
- ・全国の割合としては半数以下の項目もあります。それは、必要がないということではなく、センターとして改めて総合相談のアセスメントに含めていく必要性を検討することの大切さを示唆する結果だと解釈できます。
- ・そして、2つ目に着目していただきたいのが、「家族介護者自身の生活・人生に対する意向」というアセスメント項目です。

図表8 「家族介護者支援」の重点目標の変化



21

【解説】

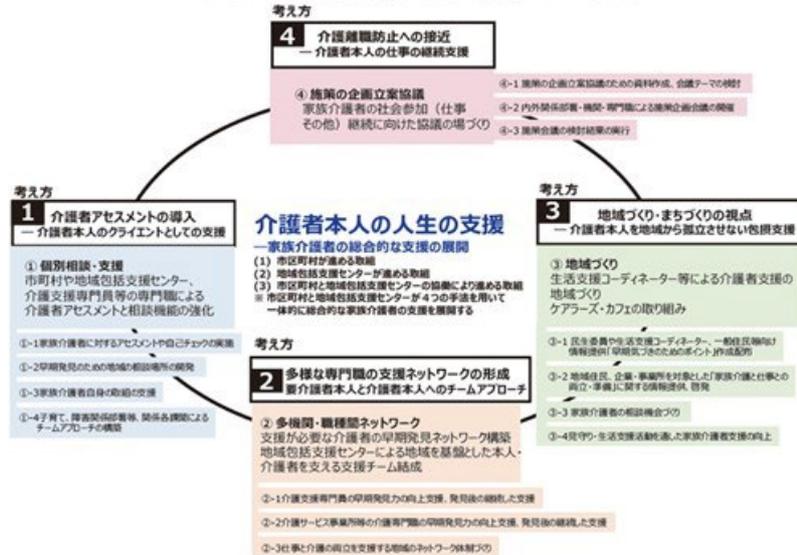
- ・皆さまは、日頃の相談対応において、どのような形で家族介護者からご自身の生活や人生についての意向を確認されていますか。
- ・当然のように把握されている方も多いかもしれませんが、「自分のことよりも相手を優先しなくて」、「自分は支援をしてもらおう対象になっていない」など、家族介護者のご本人からすると「当然ではない」「自分のことを考えてもよいとは思わなかった」ということがあります。
- ・家族介護者支援を進める市町村やセンターの立場としては、家族介護者の当事者の気持ちも踏まえて、高齢者と家族介護者の両者を支援するという視点に切り替えていく必要があります。
- ・また、センターでは権利擁護業務として、「虐待の未然防止」や「養護者支援」にも取り組んでいます。両者を支援するという視点は共通しており、「虐待の未然防止をどう取り組むのか」「養護者支援として家族介護者支援をどう取り組むか」といったことにもリンクさせていくという考え方も大事になります。

市町村・地域包括支援センターによる
家族介護者支援マニュアル

～介護者本人の人生の支援～

マニュアル111ページより引用

図表 10 家族介護者支援の総合的展開の4つの考え方



【解説】

- ・「家族介護者支援マニュアル」では「介護者本人の人生の支援」という視点が、家族介護者支援の中核となる大事なポイントであることが示されています。
 - ・アンケート結果では、「家族介護者自身の生活・人生に対する意向」は、約4割のセンターがアセスメントしている状況でした。
 - ・しかし、本来は「家族構成」や「介護負担感」などと同等の基本事項として、100%に近いレベルで把握が必要なアセスメント項目になります。
 - ・家族介護者本人が介護に向き合いながらも、どのように暮らしていきたいのか、生活していきたいのか、家族介護者が表に見せづらい支援ニーズを把握するきっかけとなる情報です。★
 - ・高齢者本人の意思決定支援と同様に、家族介護者の意思を形成し、表明できるように関わり、実現に向けた支援を関係機関と連携して行うことが大事になります。
 - ・この図では、そのような基本的な視点のもと、高齢者だけではなく、家族介護者もいきいきとした人生をおくれるように、介護者のアセスメントや連携型支援のためのネットワーク構築だけではなく、地域づくりやまちづくりの視点で社会全体の環境を整え、介護離職も防止することが市町村やセンターの役割として重要であることが示されています。
- ★⇒問いかけに対する個人ワークシート（アセスメント項目）

地域包括支援センターの役割 地域づくり・まちづくりの視点

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社より引用）

総合相談以外の家族介護者支援の取組み実施内容（複数回答）



23

【解説】

- ・個別の相談対応だけでなく、地域づくり・まちづくりの視点での取組みという点で、家族介護者支援を取り組んでいく必要性については、全国でも様々な取組みがなされていることが調査でも示されています。
- ・同じ境遇にある家族介護者同士がつどい、思いを共有したり、話を聞いてもらうことで、気持ちが軽くなるといったことも聞かれています。センターで実施されている、認知症カフェや介護者交流会、ケアラースカフェなどはそうした側面が期待されます。
- ・この他、介護教室など、つどいの場のような取組みについて、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの取組みとも連動させながら、どのようにして展開していくのか、気になる方も多いと思います。
- ・国では「家族介護者つどいの場 立ち上げ・運営マニュアル」を作成しており、それを参考にしながら取り組んでいくことが推奨されています。

「家族介護者のつどいの場立ち上げ・運営マニュアル」の概要

マニュアルのねらい

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)

つどいの場をこれから立ち上げることを検討している自治体のみならず、すでにつどいの場があるが、参加者が固定化している等運営に悩みを抱えている自治体等が、つどいの場の運営のや立ち上げの際の参考となる情報を提供し、つどいの場の効果的な運営に寄与する。

使い方・基礎情報

第1部 市町村等担当者の皆さんへのメッセージ

立ち上げ・充実へのポイント

第3部 事例集の一例

①家族介護者のつどいの場の立ち上げ・運営の活性化のためのポイントを集めました

②本マニュアルのねらいと構成

③本マニュアルの使い方

第2部 家族介護者つどいの場の立ち上げ・充実にむけた具体的なステップとポイント

①やるべきことフローチャート

②家族介護者のニーズをとらえつつ、地域における取組みの状況を把握しよう

③家族介護者のつどいの場を企画する時は

④地域住民に周知しよう

⑤当日の運営について

第3部 事例集

①属性ごとのつどい ②常設型のつどい

③地域密着型(自治体ごと)のつどい

④家族介護者つどい以外の取組み

14. 地域密着型のつどい

1. NPO法人ケアアール東海が実施している「つどいの場」の事例について

2. つどいの場の運営

3. つどいの場の運営

4. つどいの場の運営

5. つどいの場の運営

6. つどいの場の運営

7. つどいの場の運営

8. つどいの場の運営

9. つどいの場の運営

10. つどいの場の運営

11. つどいの場の運営

12. つどいの場の運営

13. つどいの場の運営

14. つどいの場の運営

15. つどいの場の運営

16. つどいの場の運営

17. つどいの場の運営

18. つどいの場の運営

19. つどいの場の運営

20. つどいの場の運営

21. つどいの場の運営

22. つどいの場の運営

23. つどいの場の運営

24. つどいの場の運営

25. つどいの場の運営

26. つどいの場の運営

27. つどいの場の運営

28. つどいの場の運営

29. つどいの場の運営

30. つどいの場の運営

31. つどいの場の運営

32. つどいの場の運営

33. つどいの場の運営

34. つどいの場の運営

35. つどいの場の運営

36. つどいの場の運営

37. つどいの場の運営

38. つどいの場の運営

39. つどいの場の運営

40. つどいの場の運営

41. つどいの場の運営

42. つどいの場の運営

43. つどいの場の運営

44. つどいの場の運営

45. つどいの場の運営

46. つどいの場の運営

47. つどいの場の運営

48. つどいの場の運営

49. つどいの場の運営

50. つどいの場の運営

51. つどいの場の運営

52. つどいの場の運営

53. つどいの場の運営

54. つどいの場の運営

55. つどいの場の運営

56. つどいの場の運営

57. つどいの場の運営

58. つどいの場の運営

59. つどいの場の運営

60. つどいの場の運営

61. つどいの場の運営

62. つどいの場の運営

63. つどいの場の運営

64. つどいの場の運営

65. つどいの場の運営

66. つどいの場の運営

67. つどいの場の運営

68. つどいの場の運営

69. つどいの場の運営

70. つどいの場の運営

71. つどいの場の運営

72. つどいの場の運営

73. つどいの場の運営

74. つどいの場の運営

75. つどいの場の運営

76. つどいの場の運営

77. つどいの場の運営

78. つどいの場の運営

79. つどいの場の運営

80. つどいの場の運営

81. つどいの場の運営

82. つどいの場の運営

83. つどいの場の運営

84. つどいの場の運営

85. つどいの場の運営

86. つどいの場の運営

87. つどいの場の運営

88. つどいの場の運営

89. つどいの場の運営

90. つどいの場の運営

91. つどいの場の運営

92. つどいの場の運営

93. つどいの場の運営

94. つどいの場の運営

95. つどいの場の運営

96. つどいの場の運営

97. つどいの場の運営

98. つどいの場の運営

99. つどいの場の運営

100. つどいの場の運営

24

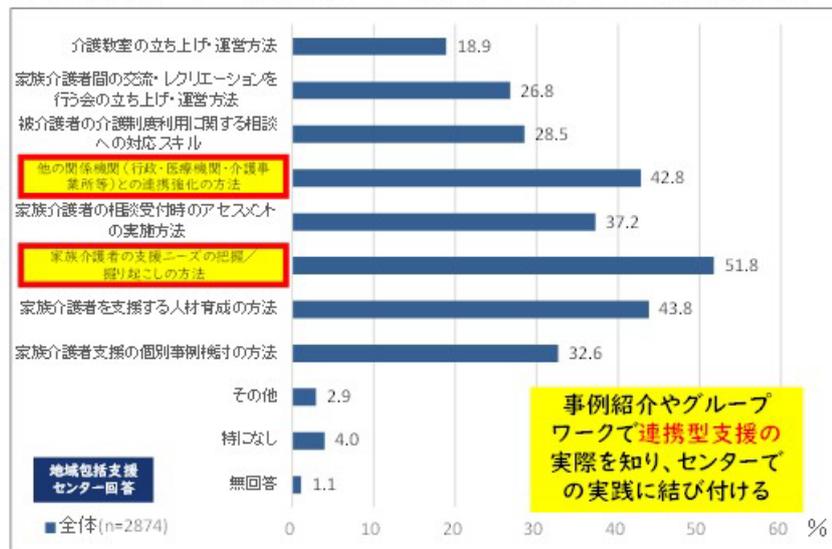
【解説】

- ・今回作成したマニュアルは「家族介護者のつどいの場 立ち上げ・運営マニュアル」ですが、立ち上げることを検討しているセンターだけでなく、つどいの場の運営に悩みを抱えているセンターにも参考になるように作成されています。
- ・特に第2部の「①やるべきことフローチャート」では、立ち上げるために取り組む手順が示されているだけでなく、既に立ち上げたつどいの場の企画を振り返り、見直しをする際にも活用することができます。
- ・また、同じく第2部の「家族介護者のつどいの場を企画する時には」では、連携型の家族介護者支援も意識した立ち上げの手順ごとの詳細なポイントが紹介されています。
- ・そして、第3部の「事例集」では、つどいの場の立ち上げや発展に参考になる多様な事例が集約されています。
- ・マニュアルを参考にして、センターでまずは何に取り組むか、またはセンターの事業計画に何を取り入れるかなどを検討し、家族介護者支援の充実を図ってください。

「介護者本人の人生の支援」を行うために連携を活かす

厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」
 家族介護者支援の実態に関するアンケート調査（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社より引用）

地域包括支援センター職員を対象とした研修会等で入手したい情報（複数回答）



25

【解説】

- ・さて、センターの職員を対象とした研修会等で入手したい情報として、全国調査では「家族介護者の支援ニーズや掘り起こしの方法」、「他の関係機関との連携の強化方法」といった具体的なスキルが挙がりました。
- ・このあとのプログラムでは、連携を活かした地域の支援事例紹介があります。そうした実践事例から気付きを得て、自らのセンターに適用できるようにしていくことが重要になります。
- ・また、グループワークでは、連携を活かしたより良い支援を行うための意見交換を行います。その中で、具体的に誰とどのような連携をしていけばよいのかをグループメンバーとともに考えてみてください。
- ・連携型の支援というのは、新しい取組みを始めることばかりではありません。例えば、家族介護者の運動不足を解消することも兼ねて、家族介護者も一緒に体操教室に参加できるように工夫して、その流れで家族介護者教室を開催するなど、既存の取組みとセットで取り組むような展開も一つです。
- ・創意工夫をして連携型の家族介護者支援を実践してください。ただし、そこで重要なのは、何のための連携かということです。連携は「介護者本人の人生の支援」のためのものであるという基本に立ち返りながら進めてください。

執筆者

大口 達也

(高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 講師)

□ 講義用・個人ワークシート

【スライド 7】就労・子育て世代の家族介護者

Q1 全国的には、相当数の介護離職が毎年発生しています。あなたの地域包括支援センターでも、就労世代の男性が実親の介護をしているケースがあると思います。

→こうしたケースで、男性に対して、何か支援を行うことはありますか。支援を行っている場合、どのような支援を行っているか記入してください。

→支援の過程で、他のセクターや専門職、地域の支え合いの活動等と連携をとっている取組みはありますか。

Q1-1 行っている支援

Q1-2 他のセクターや専門職、地域と連携をとりながら進めている取組み

【スライド 22】アセスメント項目

Q2 スライドにも示されているように、家族介護者支援においては、「介護者本人の人生の支援」という視点がとても重要です。

→上記で記入した就労世代の男性が実親の介護をしている場合、「介護者本人の人生の支援」という視点に立ったとき、どのようなことをアセスメントしたらよいですか。

→連携を通じて、表に見せづらい本人の希望を得る方法がありますか。

Q2-1 就労世代男性の人生の支援を行うためのアセスメント項目

Q2-2 連携を通じて本人の希望を得る方法

【スライド 11】ヤングケアラーへの支援

Q3 ヤングケアラーは主介護者としては現れにくい場合も多いです。

→例えば、スライドの赤枠で示した事例のように「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」といったヤングケアラーが、センターの関わる事例があったら記入してください。

Q3 ヤングケアラーに該当する事例

Memo

第4節 都道府県の家族介護者支援に関する政策資料（参考）

（1）滋賀県政策説明資料（令和5年1月本事業における試行的研修）

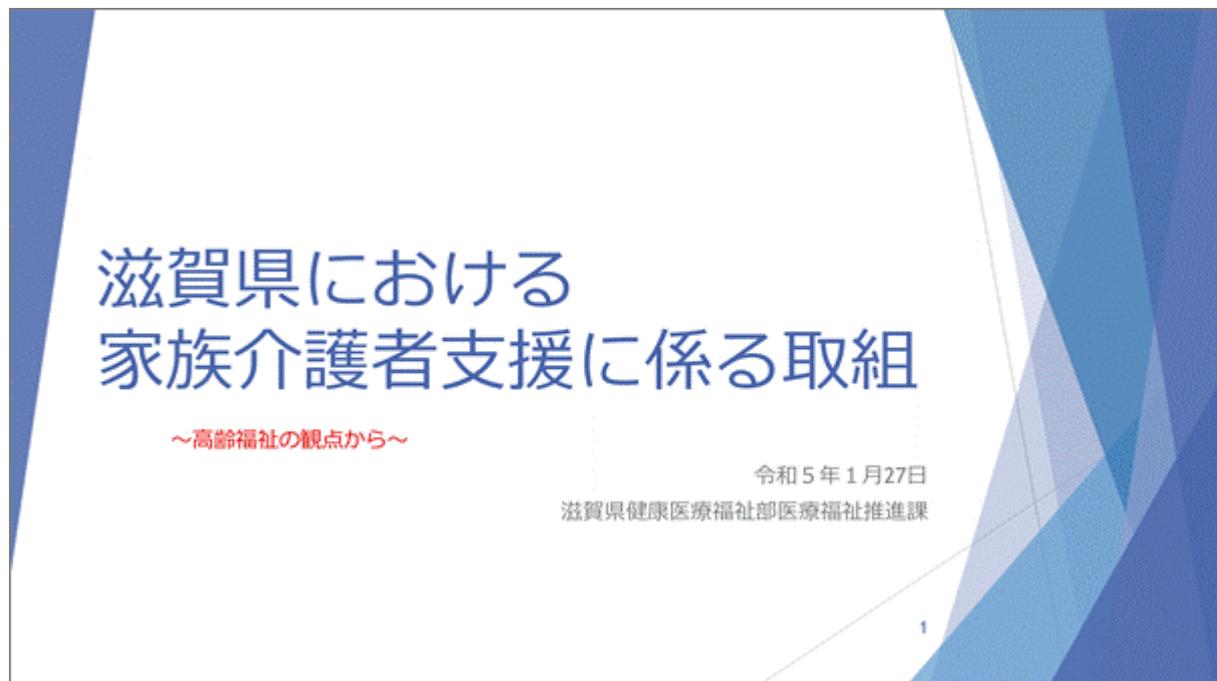
[県が家族介護支援の取組みをはじめたきっかけ](#)

[県が実施した実態調査結果抜粋](#)

- 地域包括支援センター利用者に対する調査結果
- 県内 19 市町高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター主管課を対象とした調査結果
- 県内 7 保健福祉圏域ケアマネジャーインタビュー調査結果
- 県民意識調査結果

[今後の施策の展開](#)

以下では、上記アウトラインに基づいた資料のうち、一部抜粋した資料を提示します。



きっかけ

- ▶ 令和2年秋、当課所管の高齢化対策審議会（第8期介護保険事業支援計画：レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン 策定の過程）で委員からヤングケアラーについても触れられるなら触れてほしいとの意見が出される
→その時点では実態把握等出来ておらず、計画への反映には至らず
- ▶ 令和3年度、滋賀県社会福祉協議会が設置した「子ども・若者ケアラー支援に関する調査検討プロジェクトチーム」に、当課からも委員として参画
- ▶ 滋賀県介護支援専門員連絡協議会が会員を対象に実施した「ヤングケアラーに関するアンケート」の結果を踏まえ、同協議会役員との意見交換を実施

2

きっかけ

- ▶ 令和4年3月、健康福祉政策課/子ども・青少年局が令和3年に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」を県議会へ報告

一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて「子ども若者ケアラー」とし、学校、要保護児童対策地域協議会、各種相談支援機関、民生委員・児童委員を対象に調査
各学校で把握している該当児童・生徒数590名など

- ▶ 令和4年4月、「子ども若者ケアラー支援に関する庁内連絡会議」開催
【事務局】健康医療福祉部 子ども・青少年局
【構成員】総務部 私学・県立大学振興課
健康医療福祉部 健康福祉政策課、健康寿命推進課、医療福祉推進課
障害福祉課、薬務課
教育委員会 幼小中教育課

3

きっかけ

- ▶ 令和4年3月の高齢化対策審議会でも引き続きヤングケアラーについての言及があるなど、ヤングケアラーへの関心が高まりを見せるなか、当課としても高齢福祉の観点からヤングに限らず、ケアラー・介護者全般に対する支援が今後ますます重要になるとの課題認識に立つ

→「家族介護者支援マニュアル」との出会い

“家族介護者を「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても支援する視点を持ち、要介護者と共に家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、共に自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、地域包括支援センターの事業主体である市町村はもちろん、多機関専門職等と連携を図って、家族介護者にまで視野を広げ相談支援活動に取り組むこと”が求められる

⇒**介護者本人の生活の質の向上のための支援策の検討**



きっかけ（まとめ）

- ▶ 近年、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方」を「ケアラー」と定義し、ケアラー支援に関する条例の制定や支援施策を構築する動向が各地で見られる。
- ▶ これらの条例の理念は大事であるが、一方で、実際に支援を行う段になると、ケアされる人の特性に応じてケアラーの悩みや負荷等は異なることから、分野ごとのアプローチが望ましい。
- ▶ 高齢福祉の観点からは、「介護保険制度がターゲットとして想定する方を被介護者とする介護者」の支援に軸足を置いて検討を進める。

まずは現状の把握

▶ 各種調査の実施（令和4年8月～10月にかけて実施）

① 家族を介護する方の実態調査

県内56か所の地域包括支援センターを訪れた利用者計302人（回答率42.1%）

② 家族を介護する方の支援に関する実態調査

県内19市町の高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター主管課（回答率100%）

③ 家族を介護する方の実態把握のためのケアマネジャーインタビュー調査

滋賀県介護支援専門員連絡協議会から推薦された、県内7保健福祉圏域各1人の主任ケアマネジャー

④ 滋賀の医療福祉に関する県民意識調査（既存調査に設問追加）

県内在住の満18歳以上の男女3,000人（回答率51.9%）

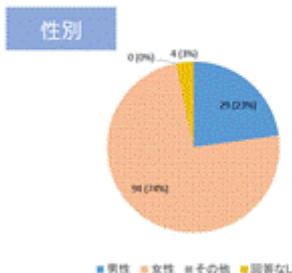
6

調査結果抜粋 ① 家族を介護する方の実態調査から

（1）性別と年齢

・ あなたの性別と年齢を教えてください。

n=127, 単位: 人



- ・ 性別は「男性」が2割強・「女性」が7割強となっています。
- ・ 年齢層は「60歳代」が最多で33%、「50歳代」（24%）、「70歳代」（20%）の順で多くなっています。

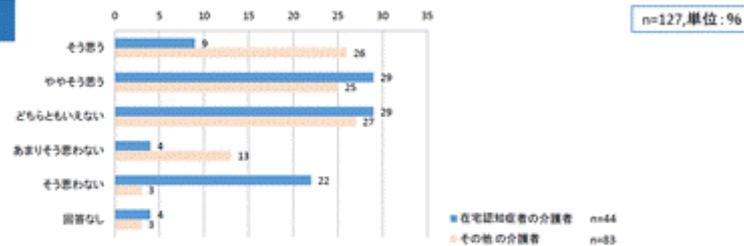
7

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(14) 日常生活への満足感

- 仕事や生活、介護のバランスを保ちながら自分らしく、日常生活に満足できていると思いますか。

認知症×満足度



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、日常生活への満足度に違いがあるかという観点で見ると、思う側の回答（そう思う・ややそう思う）は認知症の方を介護する方が38%に対し、それ以外の方は51%、思わない側の回答（あまりそう思わない・そう思わない）は認知症の方を介護する方が26%に対し、それ以外の方は16%と、認知症の方を介護する方の満足度が低い傾向にあります。

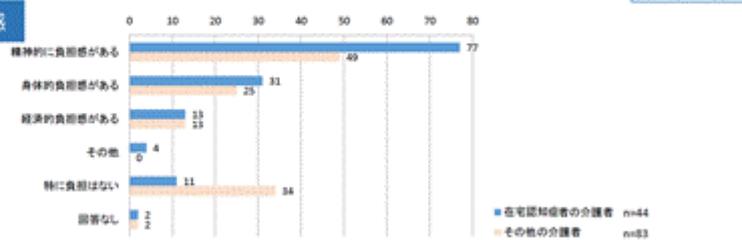
10

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(15) 介護の負担感

- 介護の負担感について教えてください。（複数回答可）

認知症×負担感



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、介護の負担感に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方の「精神的に負担感がある」とする割合が顕著に高く、逆に「特に負担はない」とする割合は低くなっています。

11

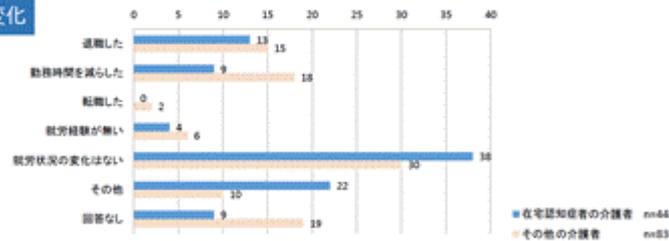
調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(18-2) 介護による就労状況の変化

- 介護による就労状況の変化について教えてください。

n=127,単位:%

認知症×就労変化



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、介護による就労状況の変化に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「就労状況の変化はない」とする割合が高くなっています。

- 認知症の方を介護する方の「その他」の内訳としては、介護が始まったのが退職後という回答が5人程度ありました。

12

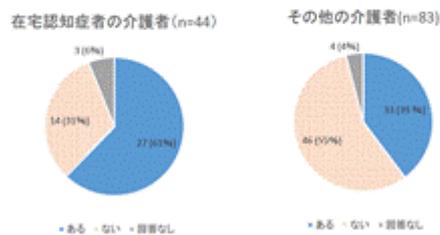
調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(20-1) 介護が原因の悩みの有無

- 介護が原因で自分自身の生活や人生について何か悩みがありますか。

n=127,単位:人

認知症×悩み有無



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、介護が原因の悩みの有無に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「あり」とする割合が顕著に高くなっています。

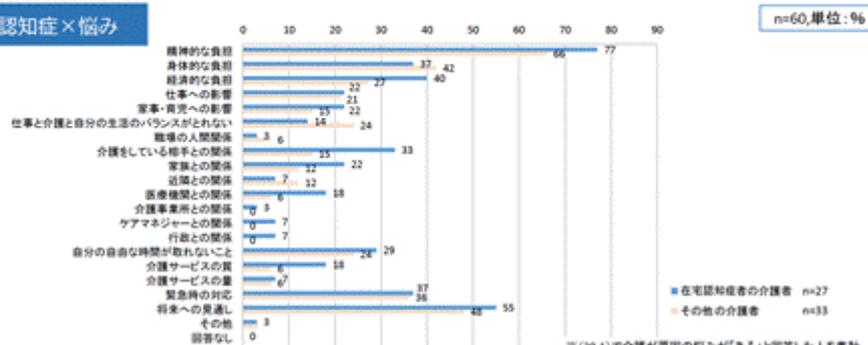
14

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(20-2) 介護が原因の悩み

- 介護が原因となるご自身の生活や人生に関する悩みについて教えてください。(複数回答可)

認知症×悩み



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、介護が原因の悩みに違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「介護をしている相手との関係」とする割合が高くなっています。

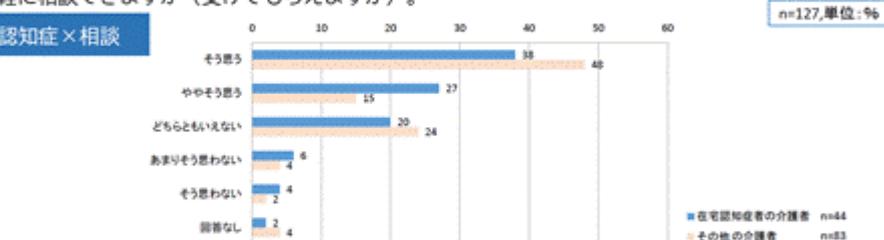
15

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(21-1) 地域包括支援センターへの相談

- 地域包括支援センターに、介護を受けている方の状態や対応だけでなく、ご自身や家族の悩み等を気軽に相談できますか(受けてもらえますか)。

認知症×相談



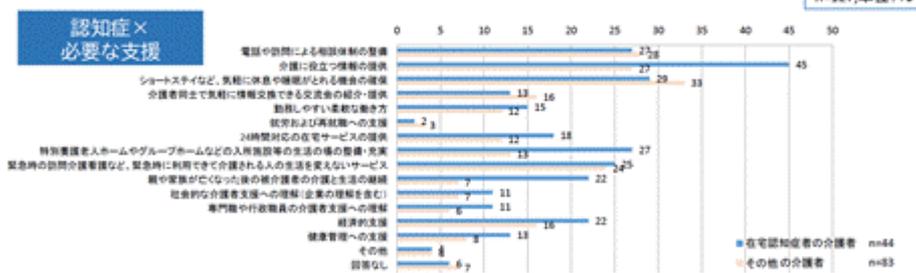
- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、地域包括支援センターへの相談に対する認識に違いがあるかという観点で見ると、顕著な違いはありませんでした。

16

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(22-1) 必要な支援

- ご自身にとって必要と思われる支援を教えてください。(複数回答可)



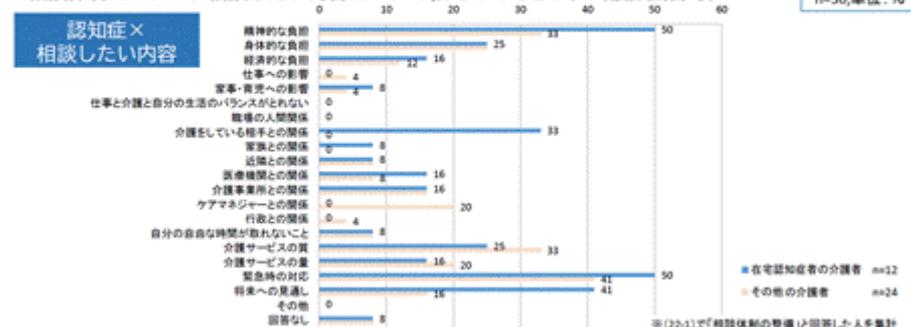
- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、必要な支援に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「介護に役立つ情報」、「特別養護老人ホームやグループホームなどの入所施設等の生活の場の整備・充実」とする割合などが顕著に高くなっています。

18

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(22-2) 相談したい内容

- 相談体制について、相談したい内容について教えてください。(複数回答可)



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、相談したい内容に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「介護をしている相手との関係」、「将来への見通し」とする割合などが顕著に高くなっています。

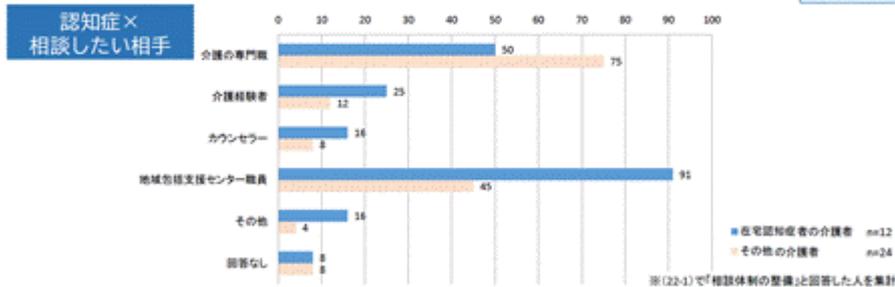
19

調査結果抜粋 ①家族を介護する方の実態調査から

(22-3) 相談したい相手

- 相談体制について、相談したい相手は誰ですか。(複数回答可)

n=36, 単位: 96



- 在宅で認知症の方を介護する方と、それ以外の方で、相談したい相手に違いがあるかという観点で見ると、認知症の方を介護する方は「地域包括支援センター職員」、「介護経験者」とする割合などが顕著に高くなっています。

20

調査結果抜粋 ②家族を介護する方の支援に関する実態調査から

(3-1) 家族介護者支援施策の実施状況①

- 家族介護者支援に関連して、以下の施策を実施していますか。(複数回答可)

n=19, 単位: 市町



- 介護保険制度の地域支援事業メニューを踏まえつつ、家族介護者支援施策の実施状況を尋ねたところ、「認知症サポーター等の養成」が全市町で実施されていたほか、「認知症に関する広報・啓発活動」や「認知症高齢者の検索・発見・通報・保護・見守りに関するネットワークの構築」などが多くの市町で取り組まれています。

- また、おむつ助成など「介護用品の支給」についても、介護する家族の負担を軽減するものとして取組が多くなされています。

24

調査結果抜粋 ②家族を介護する方の支援に関する実態調査から

(3-2) 家族介護者支援施策の実施状況

・家族介護者支援に関連して、以下の施策を実施していますか。(複数回答可)

n=19, 単位: 市町



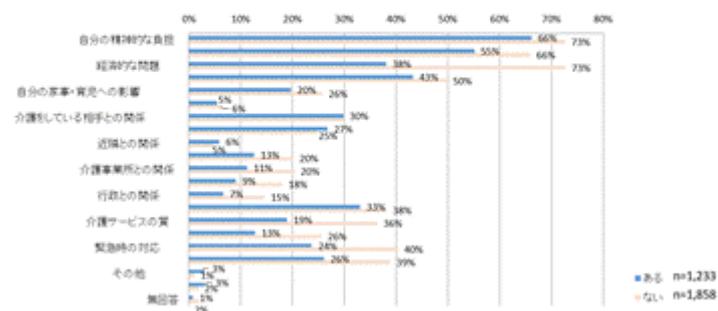
・介護者本人の人生の支援、生活の質の向上を意図して厚生労働省が平成29年度に作成した「家族介護者支援マニュアル」を踏まえつつ、家族介護者支援施策の実施状況を尋ねたところ、家族介護者の積極的な状況把握や支援に努める「地域包括支援センターでの個別相談・支援・訪問」や、「家族介護者が相談しやすい場所・方法等の開発」など、相談支援の取組の強化が多くなっています。

25

調査結果抜粋 ④滋賀の医療福祉に関する県民意識調査から

(1-4) 介護経験者の困りごとと未経験者の不安比較

n=3,101



・介護経験の有無によって、困ったことと、不安に思うこととの認識に差があるかという観点で見ると、特に「経済的な問題」や「介護サービスの質」、「介護サービスの量」、「緊急時の対応」といった項目については、「ない」人が不安に思うとする割合より、「ある」人が困ったとする割合の方が低くなっています。

36

これからの展開

- ▶ 第9期介護保険事業支援計画：レイカディア滋賀 高齢者福祉プランへの位置づけ
(令和5年3月高齢化対策審議会～)
- ▶ 具体的な支援策の検討
広域的・モデル的な取組支援の観点から、支援策の具体化を図る(令和6年度～)
(想定例)
 - ・本研修を踏まえた地域包括支援センター等研修/情報交換の場の提供
 - ・既存の県民向け事業への介護者支援の視点の取り入れ
 - ・新規事業の立ち上げ など

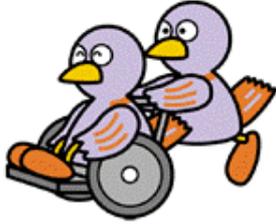
(2) 埼玉県作成資料（令和3年度ケアラー支援関係機関向け研修）



彩の国
埼玉県

令和3年度ケアラー支援関係機関向け研修

～ケアラー支援計画と支援施策～



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部地域包括ケア課
地域包括ケア担当

<連絡先>
TEL 048-830-3266
e-mail a3250-04@pref.saitama.lg.jp

ケアラー・ヤングケアラーとは？

1 埼玉県ケアラー支援条例での定義

ケアラー
高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする**親族、友人その他の身近な人**に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、**18歳未満の者**

2 ケアラーとは（一社）日本ケアラー連盟

こころやからだに不調のある人の「**介護**」、「**看病**」、「**療育**」、「**世話**」、「**気づかい**」など、ケアの必要な**家族や近親者、友人、知人**などを無償でケアする人のこと










障害のある子どもの子育てで、健康不安を抱えながら通勤 仕事と病気の子どもの看 仕事を始めてひとりでの 深くに住む高齢の親が心配 目を離せない家庭の息守り アルコール・薬物依存やひまも 警察や福祉の家族の世話や りうなどの要請をケアしている 介護をいつも気にかけている

3 ヤングケアラーとは（一社）日本ケアラー連盟

家族にケアを要する人がいる場合に、**大人**が担うような**ケア責任**を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、**18歳未満の子ども**







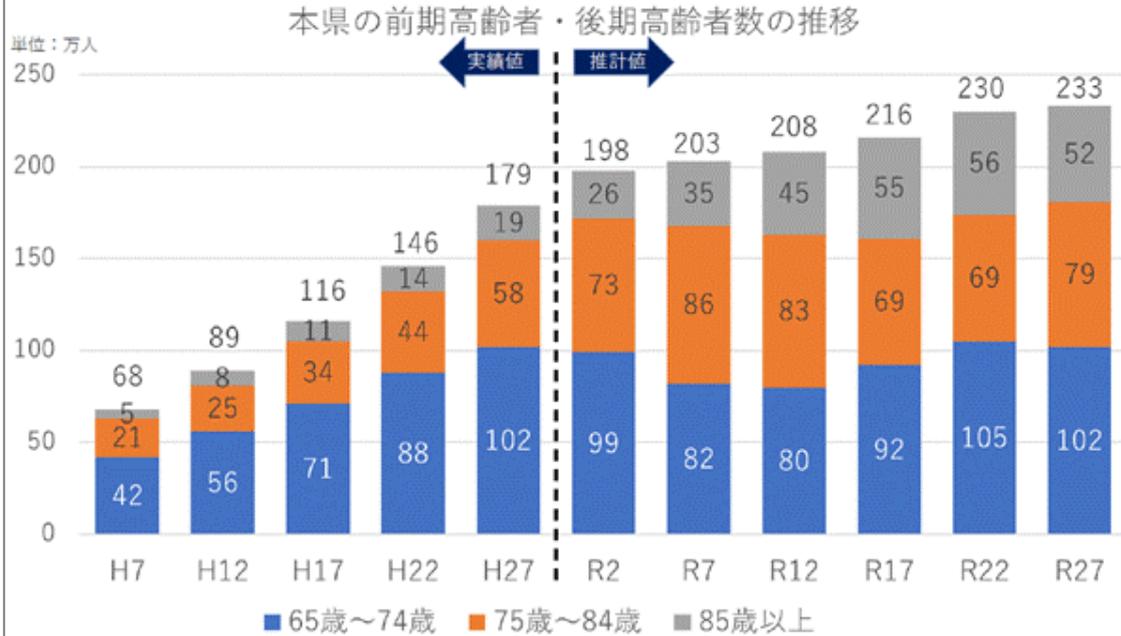



障がいや病気のある家族に 家族に代わり、知りやう 障がいや病気のあるきょう 目を離せない家庭の息守り 日本酒が第一で定めない 要計をまえるために労働を アルコール・薬物・ギャン がん・薬物・精神疾患など 障がいや病気のある家族の 障がいや病気のある家族の 障がいや病気のある家族の

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

なぜケアラー支援が必要なのか？

○ 高齢者人口の増加



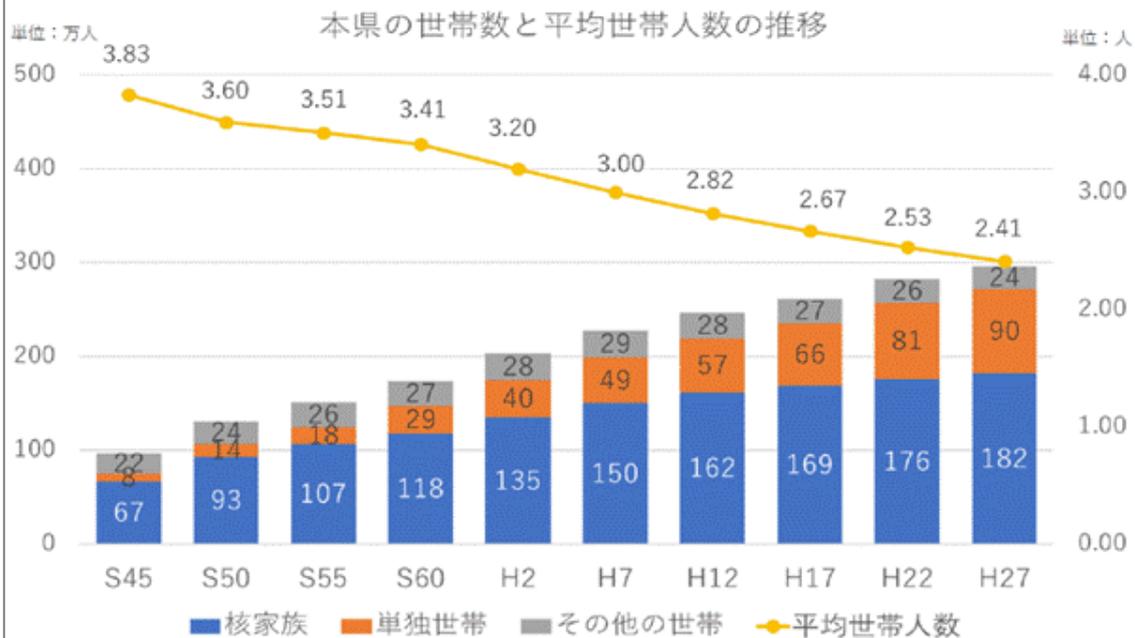
※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

H7～H27 総務省「国勢調査」
R2～R27 国立社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）推計）」

3

なぜケアラー支援が必要なのか？

○ 世帯人数の減少



総務省「国勢調査」を基に作成

4

なぜケアラー支援が必要なのか？

○ ひとり親世帯の増加と所得の推移



総務省「国勢調査」を基に作成



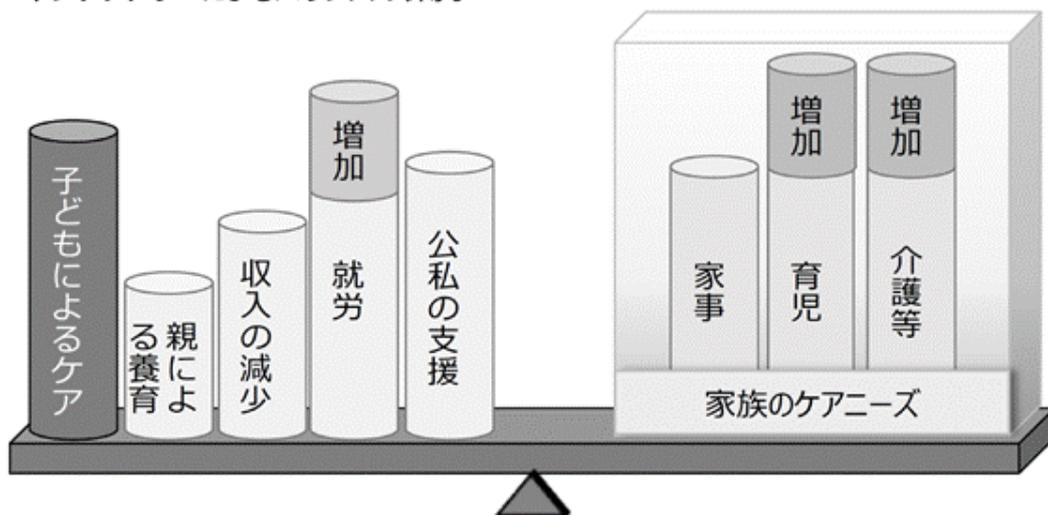
厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

5

なぜケアラー支援が必要なのか？

○ なぜ子供がケアを担うのか

■ ヤングケアラーによるバランスの保持



出典：令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」（案）

6

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラー
高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、**市町村**、事業者、**関係機関**、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を回りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

・ケアラー支援の必要性の理解
・県・**市町村**の施策への協力
・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

・県・**市町村**の施策への協力
・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策等

主要な施策等（第10条～第14条）

・広報啓発活動
・支援を担う人材の育成
・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
・支援体制の整備
・必要な財政上の措置

ケアラー支援に関する主な取組（令和2年度）

R1

全国初！

埼玉県ケアラー支援条例制定

(R2.3.31公布)

R2

全国初！

ケアラー支援計画策定

(条例第9条)

ケアラー支援WEBセミナー（包括向け）

地域包括支援センターにおけるケアラー支援体制の強化を目的として、ケアラーからの相談に対応できる人材を育成するためのオンライン研修を実施（11～12月）

ケアラー支援WEB講座（県民向け）

ケアラー、ヤングケアラーへの理解を深めていただくため、当事者によるケアの体験談をまとめた動画を制作
YouTubeにより一般公開（2月～）



埼玉県HP

地域包括ケアマンガ～みんないつかは年をとる～

「地域包括ケアシステム」について理解を深めるマンガを、全11巻でわかりやすく紹介しています。

第8巻 介護者支援編
第9巻 ヤングケアラー編

地域包括ケア課HP・ブックシェルフ埼玉にて公開中



埼玉県HP



Book Shelf 埼玉

ケアラー支援に関する有識者会議

ケアラーやヤングケアラー実態調査、支援のあり方、ケアラー支援計画について有識者会議で検討（計4回）

ケアラーに関する実態調査

介護者やヤングケアラーの実態を調査し、ケアラーの支援ニーズを把握、計画策定に役立てる。

- ケアラー実態調査
 - ・包括、介護者サロン、障害者相談支援事業所を通じてケアラー本人に調査
- ヤングケアラー実態調査
 - ・県内全ての高校に在籍する2年生を対象に調査



埼玉県ケアラー支援計画

計画の根拠・策定の趣旨

- (根拠)
○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画
- (趣旨)
○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する事項を定める

計画期間

令和3～5年度

基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

現状

- 介護者数 34万3,400人(平成29年)
(県内15歳以上の5.4%)
「就業構造基本調査」(総務省)
- ヤングケアラー 1,969人
(県内高校2年生の4.1%)
「ヤングケアラー実態調査」(埼玉県)
- ケアラーの認知度 17.8%
ヤングケアラーの認知度 16.3%
「県政サポーターアンケート」(埼玉県)

課題

- 社会的認知度の向上
- 情報提供と相談体制の整備など支援体制の構築
- 孤立の防止
- 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

施策

ケアラーを支えるための広報啓発の推進	ケアラーに関する啓発活動
行政におけるケアラー支援体制の構築	相談支援体制の整備 多様なケアラーへの支援 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援 ケアラーの生活支援
地域におけるケアラー支援体制の構築	ケアラーが孤立しない地域づくり 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充 仕事と介護の両立支援の推進
ケアラーを支える人材の育成	ケアラー支援への対応能力向上・連携強化 ケアラー支援を担う県民の育成
ヤングケアラー支援体制の構築・強化	教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

主な取組・数値目標

- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動
 - ◆ ケアラーに関する認知度 【17.8%(R2年度)→70%(R5年度)】
 - ◆ ヤングケアラーに関する認知度 【16.3%(R2年度)→70%(R5年度)】
- 市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築
 - ◆ ワンストップ型総合相談窓口や複合課を調整するチームの設置市町村数 【26市町村(R2.4.1)→全市町村(R6.4.1)】
 - ◆ 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアするケアラーへの支援
 - ◆ 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
 - ◆ 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援
- 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援
 - ◆ 介護者サロンを設置する市町村数 【53市町村(R2.10.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 民生委員・児童委員のケアラー支援に関する理解促進
- 県内企業の雇用環境整備や支援制度導入に関する助言
- 地域包括支援センター職員等に対するケアラーからの相談対応研修の実施
 - ◆ ケアラー支援を担う人材育成数 【3,000人(R3年度～R5年度の累計)】
- 県政サポーター等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発
- 教職員対象研修の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修による理解促進
- 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置
 - ◆ ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数 【1,000人(R3年度～R5年度の累計)】

ケアラーを支援する施策の推進(令和3年度)

1 ケアラー支援普及啓発事業

- ・ 「ケアラー月間」を11月に創設し、フォーラムを開催する。期間中に多様な主体によるケアラー支援の取組を推進する。
- ・ ヤングケアラー支援のためのハンドブックを作成し、小・中・高校生に配布する。
- ・ 県民等の理解促進のため、ケアラー支援の必要性を効果的に伝えるための啓発リーフレット等を作成・配布する。

2 地域での居場所づくり促進事業

ケアラー同士で話し合える高齢者や認知症、障害者などの対象別のサロンの立ち上げ・運営方法をまとめたマニュアルを作成し、NPOなどによるサロン立ち上げを促進する。

3 市町村等支援事業

市町村におけるケアラー等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市町村社会福祉協議会等の職員を対象とした研修を実施し、ケアラーに対する相談支援体制の強化を図る。

4 ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラー自身が抱える悩みを相談する場所として、オンラインによるサロンを開催し、同様の経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

5 ケアラー入院時等の要介護者受入施設の運営

ケアラーが新型コロナウイルス感染症に感染して入院等した場合に、要介護者(高齢者・障害児)のケアに当たる受入れ施設を運営する。

6 学校におけるヤングケアラー支援事業

児童生徒及び学校関係者等の認識を深めるとともに、適切な支援につなぐことができる環境を整備するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする講演会及び福祉部と教育局の職員による説明会で構成する「ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)」(出張授業)を実施する。

7 ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修

教育機関等による支援と、教育機関が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、連携して支援できる体制を構築するため、学校等の教職員、市町村福祉担当者、社会福祉協議会、地域包括センター職員等を対象とした研修会を実施する。

みんなで支える社会を目指して



ご清聴ありがとうございました。



第5節 都道府県内事例紹介資料（参考）

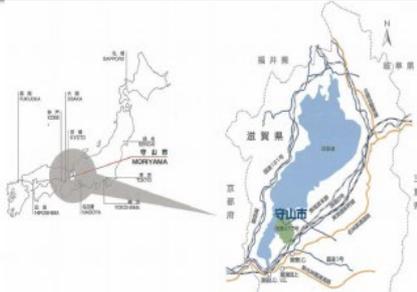
□ 試行的研修における守山市「認知症家族介護者訪問の取組」説明資料



守山市の概要



守山市PRキャラクター



人口 85,619人(R5.1)
 高齢者数 18,930人(〃)
 高齢化率 22.11%(〃)
 (R4.10:国 29.06%(概算値)
 滋賀県26.57%)

面積 55km²(陸地面積 45km²)

電車で京都まで25分、大阪まで55分

まちづくりの基本理念「のどかな田園都市」



良質な子育て・教育環境



充実した医療環境



落ち着いた地域・自然環境



市民の身近な相談窓口の設置

(3つの日常生活圏域)

北部地区〈委託〉
 (河西・速野・中洲)
 北公民館内
 平成28年10月開所



基幹型 地域包括支援センター

すこやかセンター内
 センター間の
 総合調整
 後方支援等



中部地区〈委託〉
 (吉身・玉津)
 すこやかセンター2階
 令和3年4月開所



南部地区〈委託〉
 (守山・小津)
 エルセンター敷地内
 平成31年4月開所



3つの圏域地域包括支援センター

○南部地区地域包括支援センター（担当学区：守山・小津） H31年4月開所

<南部地区>
人口 33,587人・高齢者人口 6,449人・高齢化率 19.20%
3圏域中最も低い高齢化率であるが、1人暮らし、高齢者のみ世帯数が最も多く、地縁の少なさが課題となる地区。



エルセンター敷地内

○中部地区地域包括支援センター（担当学区：吉身・玉津） R3.4月開所

<中部地区>
人口 21,930人・高齢者人口 5,023人・高齢化率 22.90%
高齢者のみ世帯数は最も少なく、高齢者人口も3圏域中では最小。
後期高齢者数も少ない。今後の介護予防活動が重要



すこやかセンター内

○北部地区地域包括支援センター（担当学区：河西・速野・中洲） H28.10開所

<北部地区>
人口 30,102人・高齢者人口 7,458人・高齢化率 24.78%
3圏域中最も高い高齢化率。最も多い要介護者数であり、後期高齢者数も多い。



市立北公民館内
(R5.1現在)

要支援・要介護認定者数



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

認知症家族介護者訪問

1 はじめに

介護殺人(平成25年度)

83歳の認知症を患う妻を夫が殺害し、無理心中を図るとい痛ましい事件が発生した。

無理心中(平成25年度)

72歳の脳梗塞・認知症を患う夫を妻が殺害し、妻が自殺を図るとい痛ましい事件が発生した。

事件の背景には、主たる介護者の介護疲れや、将来への不安などがあつたと推測された。
他の家族の同居があつたが、介護者が心身とも孤立した状況が予想される。

(介護認定あり、サービス未利用、ケアマネジャー届出あり)

認知症家族介護者訪問

2 目的

認知症高齢者を介護する介護者は、身体的・精神的に負担が大きい。在宅での認知症介護を継続できるような環境を整えるために、認知症の家族介護者への支援は必須である。介護者のうつおよび自殺予防、要介護者への虐待予防のために、負担感が大きくなる前に介護者を訪問し、困りごとの聞き取りやサービスの利用変更等の提案を行い、問題解決へ支援する。

3 方法

基幹包括

- ・介護保険認定審査会後に、認定調査結果から対象者を抽出する。
- ・対象者が在宅生活をしているか認定調査資料等で確認し、リストを作成(在宅以外は訪問対象者から除外)する。
- ・訪問対象者リストと個別の訪問シート、認定調査資料、包括相談記録を圏域包括に手渡す。

圏域包括

- ・担当ケアマネジャーには訪問前と訪問後に報告。随時訪問する。適宜モニタリングの必要性を検討する。

基幹包括

- ・圏域包括から提出された訪問後の訪問シートを分析・集計する。

認知症家族介護者訪問

4 訪問内容・訪問シート

- (1) 要介護者の状況確認
- (2) 介護者の体調等状況の確認
- (3) 地域包括支援センター等の相談機関の紹介
- (4) 認知症ケアパスを活用し、認知症の進行に応じた利用できる医療・介護サービスを紹介し、介護の見通しについて説明

【認知症高齢者の状況】

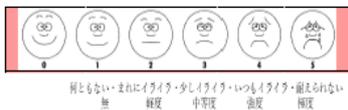
番号:	氏名:	か:	職業/職名:
性別:	生年月日:	年齢:	
学校:	住所:		
認知症種別:	家族構成:	認知症発症:	
忘れやすい:	外出して暮れない:	認知症が不安定:	
介護に抵抗:	一人で出かける:		
介護サービス利用状況:			
①デイサービス ②デイケア ③ショートステイ ④福祉用具貸与 ⑤福祉用具購入 ⑥訪問看護 ⑦訪問介護 ⑧訪問入浴			
⑨訪問リハビリ ⑩配食サービス ⑪小規模多機能施設定住介護 ⑫その他:			
認知症専門医療診の有無: 有・有 ()			
かかりつけ医の有無: 有・有 ()			

【介護者の状況】

訪問日: 年 月 日 () : 担当:
訪問状態(在宅訪問・電話訪問・窓口面談・訪問拒否・未訪問・介護者なし・入所または入院中で非対象)

介護者氏名 (続柄)	(続柄)
年齢 性別	歳 男・女
本人と同居の有無	同居 別居 (家族構成)
就労の有無	無・有
病歴・体の不調等	
他の家族の協力がありますか	無 有 続柄・頻度()
相談できる人がいますか	無 有 続柄・頻度()
民生委員の訪問の有無	無 (知られても良い・知られたくない) 有 頻度等()
介護で大変と感じること(あったら良いと思うサービス)	
今の気持ち(ストレス度)	何ともない 軽度 中等度 強度 耐えられない
気の休まる時(ストレス解消法)	無 まれにイライラ 少しいライラ いつもイライラ 極度
自身の健康づくりは	健康診断・歯周病検診・がん検診etc
訪問者所感(引き継ぎ内容)	

★フェーススケール(介護者が今の気持ち(ストレス度)を選択)



認知症家族介護者訪問

5 訪問時の情報提供



- (1) 介護疲れがたまる前に心を軽くするコツ(冊子)
 - (2) 認知症ケアパス(冊子)
 - (3) 認知症の相談窓口(チラシ)
 - (4) 守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク事前登録制度(チラシ)
 - (5) 守山市高齢者福祉サービス(冊子)
 - (6) 介護で仕事を辞める前にご相談ください!(チラシ)
 - (7) 介護マーク(チラシ)
 - (8) 守山市介護予防手帳
- ※(4)~(5)は、行方不明のリスクがある人に配布
 ※(6)は、就労中の介護者に配布
 ※(7)は、希望者に名札または腕章を配布
 ※(8)は、介護者の健康保持増進のため、介護者に配布



介護で仕事を辞める前に
ご相談ください!
こんなこと、ありませんか?

- ▶ 家族が倒れた。介護をしなければならぬので仕事は辞めたいがどうするか...
- ▶ 倒病への対応が、平日仕事を休みたい...
- ▶ 介護のために休休を切り切ってしまった。何が利用できる制度が知りたい...
- ▶ 会社に介護休業の申請をしたが、うちは制度がないので、退職しようと思った。

仕事と介護の両立のための制度について、まずはお気軽にご相談ください。プライバシーを待つて対応いたします。

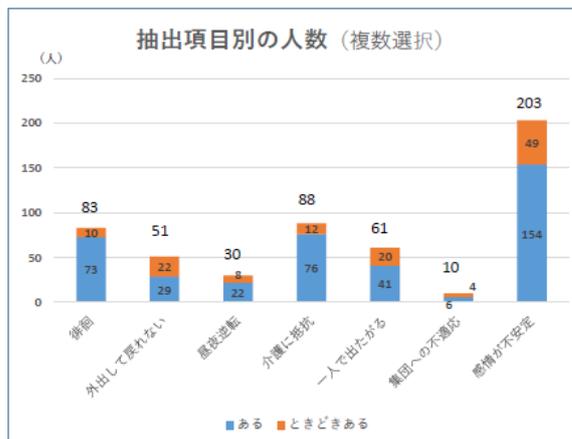
全国の都道府県労働局雇用課・均等科(室)の電話番号一覧



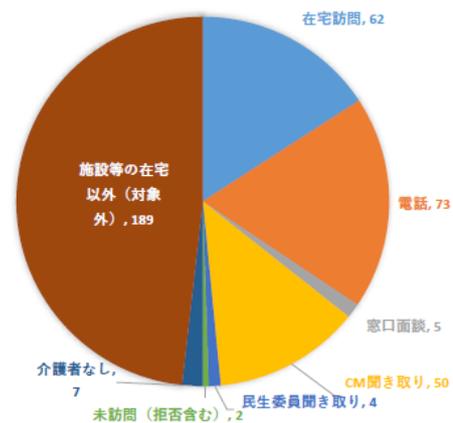
6 対象者の抽出方法の推移と把握数

項目	把握数	対象者および対象者の抽出方法
令和4年度 8月末 (抽出者) 207人	訪問対象者 135人 在宅訪問 22人 電話訪問 18人 窓口 3人 民生委員 2人 拒否 2人 CM聞き取り 22人 介護者なし 5人 入所 10人 (未調査 38人)	令和3年度と同様
令和3年度 (抽出者) 392人	訪問対象者 202人 在宅訪問 62人 電話訪問 72人 窓口 5人 民生委員 4人 拒否 2人 CM聞き取り 44人 介護者なし 7人 入所 6人	※令和3年度は、徘徊・外出して戻れない・昼夜逆転・介護に抵抗・一人が出たがる・感情が不安定・集団への不適応にチェックがついた在宅生活をしている方の介護者を対象とした。但し、独居の方については、別居家族から介護を受けている場合を訪問対象とした。 (理由) 令和2年度までは「自分勝手に行動する」を該当項目に挙げていたが、精神面の不安定さを表す「感情が不安定」の項目に変更。
令和2年度 (抽出者) 229人	訪問対象者 129人 在宅訪問 65人 電話訪問 44人 窓口 3人 拒否 4人 介護者なし 6人 CM聞き取り 17人	※令和元年度と同様
令和元年度 (抽出者) 340人	訪問対象者 181人 在宅訪問 127人 電話訪問 30人 窓口 10人 拒否 7人 介護者なし 1人 CM聞き取り 6人	※令和元年度は、徘徊・外出して戻れない・昼夜逆転・介護に抵抗・一人が出たがる・自分勝手に行動する・集団への不適応にチェックがついた在宅生活をしている方の介護者を対象とした。 (理由) H30年の抽出方法でも行方不明・虐待リスクの高い方が対象にあがらないため、抽出項目を介護負担が大きく感じる上記項目に見直した。
平成30年度	訪問対象者 64人 対応件数 60人 在宅訪問 51件 電話訪問 4件 拒否 2件 入所 3件	※H30年度は、認知症高齢者自立度ⅡbとⅢaでかつ要介護1と2の人。その中で70才以上の高齢者のみの世帯 (理由) 対象者を在宅で生活しており、徘徊の可能性など、介護者の「気が休まらない」という所感の多い項目(要介護1・2、認知症高齢者自立度Ⅱb・Ⅲa)に見直した。
平成29年度	338人	認知症高齢者自立度Ⅲ・ⅣおよびMで在宅生活している人の介護者
平成28年度	345人	
平成27年度	470人	

7 結果 (令和3年度)



抽出者の在宅率 (51.8%)



在宅者の203名について訪問を実施
(抽出者392人のうち、約半数は入院や施設入所中のため、訪問対象から除外)

介護者の気持ち(抜粋)・・・

【大変だと思うこと】

- ・目が離せない、言うことを聞いてくれない（サービスが中断もしくはスムーズに入らない）。
- ・幻視幻聴がある。
- ・排泄の世話が一番大変と感じる。
- ・不安の訴えを何度もしてくる。
- ・認知症の夫のオムツ交換を、認知症の妻が行うが、不十分であり、息子としては余計に介護量が増えていると感じる。
- ・出歩いて家族や親せきの悪口を言いふらす。
- ・嫁にだけ攻撃的になる。
- ・配偶者の施設入所がきっかけとなり、本人の希死念慮出現。
- ・近隣の認知症への理解が乏しい。
- ・ショートステイから帰って来ると思うと、憂鬱になってしまう、など。

【希望するサービス・介護上よかったと感じること】

- ・介護者の急病時に預かりをしてほしい。
- ・介護度（要介護3以上）に限らず紙おむつ券の助成をしてほしい。
- ・サービス利用や薬を上手く活用できている。
- ・大声で言い合っていることがストレス軽減法。ケンカしながらも介護を前向きにとらえている。
- ・介護者は細かいことを気にしない性格でよかった。
- ・本人からいじわるなことを言われたことがない。いつもニコニコ、ちゃんとできなくてよいと思っている。
- ・待つ余裕がある。
- ・特養申込で、先が見通せている。
- ・困ったときに相談できる窓口が増えていると感じる。
- ・家族の話は聞かないが、ケアマネジャーなどの他人が入ることで本人の話の聞けた。
- ・受診同行してくれてよかった、など。

【気が休まるとき】

- ・デイ・ショートで本人がいない時。
- ・就労していると本人と離れられる。
- ・家族の会の人や友人など、人と話す時、趣味活動、など。

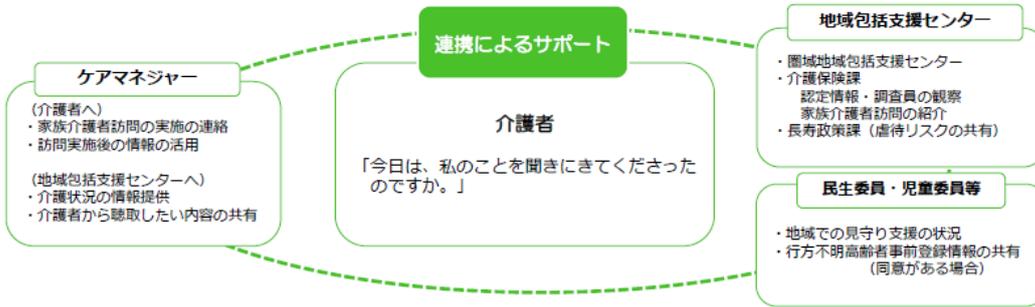
8 考察① 介護者支援が必要と考えられる要因（9年間の事業実施から）

介護者を取り巻く環境はさまざまであり、要介護者（高齢者等）の介護度にて、介護負担の程度を推し量ることは困難であることがわかった。介護者の置かれた介護環境・介護実態を適切に把握し、介護力と心身の介護負担のバランスをアセスメントする視点が重要である。

【要因】＊該当項目が増加すると「介護力の低下」「虐待等ハイリスク」と考えられる。

①介護認定はあるが、ケアマネジャー（サービス利用）なし
②介護認定あり、ケアマネジャー（サービス利用）あり
認知症のBPSDが顕著
目が離せない・排泄の失敗・暴言・介護への抵抗等の介護者のペースや気持ちがる行為
本人の性格から起因よりも、精神不安定さから起因するもの
家族介護力が弱い
老老介護
支援者・相談者がいない
男性介護者（孤立）
介護者の健康状態
治療すべき疾病がある
自由に動かすことができない状態・痛みがある
介護意欲がない（うつ傾向）
ストレスを発散できない
経済問題
サービス利用の料金が払えない
限度額オーバー状態
二人以上を同時にケアしている
ダブルケアにとどまらずトリプルケア
介護と育児の両立
家族関係が複雑（認知症本人よりも気を遣う人が家族にいる）

8 考察② 高齢者支援者間における連携についての現状と課題



【現状】

- ① ケアマネジャー、民生委員・児童委員、圏域地域包括支援センター、庁内関係課等と連携を図り、訪問活動を実施している。
- ② 介護者とケアマネジャーの信頼関係が構築され、要介護者（高齢者等）の心身の状態、介護者の健康状態、医療・介護情報、家族・経済状況等を複合的に情報収集することが必要である。
- ③ 訪問活動にて新たに収集した情報は、必要に応じて関係者間で共有し、サービス提供に反映している。

【課題】

- ① 訪問で、介護負担を聞き取る・引き出す面接スキルが必要である（本音が聞けているか）。
- ② 介護実態を把握するためには、要介護者（高齢者等）の心身の状態、介護者の健康状態、医療・介護情報、家族・経済状況等を複合的に情報収集することが必要である。
- ③ 関係者間における訪問目的の共有・効果の検証が必要である。
- ④ 介護者についても、要介護者（高齢者等）と共に、支援が必要な対象者として、心身の負担軽減にかかる支援策を検討することが必要である。

【今後の取組み】

認知症家族介護者訪問から見えてきた課題を解決するため、ケアマネジャー、医療・介護サービス事業者、地域支援者（民生委員・児童委員等）との連携により、介護者の心身の負担軽減を図ることができる解決策を検討し、要介護者（高齢者等）と介護者が、安心して地域・在宅で暮らし続けることができる地域づくりを推進する。

地域包括支援センター

● これからも圏域と基幹の連携を図りながら、介護者支援の視点を模索していきたい。

初期支援・困難ケース…

認知症初期集中支援チームの紹介

→ 専門医を含めた専門職のチームで包括的・集中的に、本人家族を支援



男性介護者…

イケオジ・ケアプロジェクト

→ 高齢者（主に男性）が、よりいきいきとした日常生活を送っていただくために、自分自身の健康状態を把握したり、身近な環境問題（ゴミ問題）を学んだり、趣味活動（おいしいコーヒーの淹れ方等）を考えるきっかけづくりとする。孤立しない居場所づくりの提案

認知症の理解不足…

認知症サポーター養成講座

→ 介護者に、認知症の正しい知識と理解を促進



行方不明等に備え…

SOSネットワーク事前登録・個人賠償責任保険

→ 介護者に備えの提案で、不安の軽減を図る。行方不明の発生に備え、生命・安全の保護を図るため、事前登録・保険加入を勧奨

チームオレンジ

→ 地域における本人・介護者の居場所、生活上の課題解決、本人がいきいきと活躍できる場所を確保。本人発信や家族への寄り添いを形にするため、ボランティアによる地域との繋がりを支援する。介護保険の申請に至っていない人は、対象にもあがらない。そのような人を地域で見発見でき、必要な支援先につなげられるような取組を目指す。



9 まとめ

在宅で療養する高齢者の介護の手間は、介護に必要な時間として要介護度として判定され、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、高齢者は必要なサービスを利用することができる。

しかし、実際は、認知症状や高い介護度になれば、常時の見守り等を含めサービスだけで賄うことは困難となり、介護者の介護時間も加味して作成されるものが多いため、介護者の心身の健康管理は、在宅療養の継続を左右する大きな課題である。

認知症高齢者の在宅における暮らしを支えるためには、特に介護者の心身の負担の状況を把握し、ケアマネジャー、医療・介護サービス事業者、地域の支援者（民生委員・児童委員等）との連携により、きめ細やかに必要な声かけ、必要なサービスの利用支援や介護者が孤立しない環境を提供しなければならない。

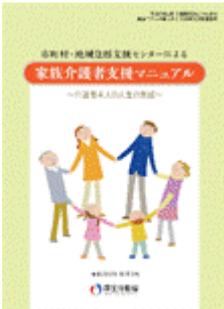
今後についても、増加する認知症高齢者への支援強化・充実を図るため、認知症施策の課題を把握し改善を目指すことで、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。



第6章 家族介護者支援に関するお役立ち情報

○マニュアル等

- 市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援～¹



家族介護者支援の考え方や、市町村・地域包括支援センターそれぞれの具体的な取組のポイントが掲載されています。アセスメントシートやチェックリスト、育児・介護休業法に関する相談先などの情報もまとめられています。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf>

- 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～²



学校関係者、保健・福祉・医療分野の関係者、地域の関係者等がヤングケアラーを支援するにあたって、ヤングケアラー発見のポイントや支援のつなぎ方などがまとめられています。アセスメントシートやチェックリスト、主な関係機関などの情報もまとめられています。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000932685.pdf>

¹ 厚生労働省

「平成 29 年度 介護離職防止のための地域モデルを踏まえた支援手法の整備事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

² 厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」（有限責任監査法人トーマツ）

- ・ 労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者支援取組ポイント³



労働施策や地域資源等と連携した市町村・地域包括支援センターの家族介護者支援の事例や、関連施策の取組経緯などがまとめられています。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_200423_8.pdf



- ・ 市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者の就労継続支援に関わる取組ポイント⁴



市町村・地域包括支援センターが家族介護者の就労継続を支援するにあたって、労働部門や高齢者介護部門等の連携先や取組事例などがまとめられています。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200424_4_2.pdf



- ・ ケアマネジャー研修 仕事と介護の両立支援カリキュラム
～カリキュラムの解説、研修教材、研修運営マニュアル～⁵



都道府県・市町村・地域包括支援センター・関係団体等が、主にケアマネジャーを対象に、家族が就労している場合の支援方法やケアマネジメント業務の実践についての研修を行う際の、カリキュラムや教材、研修運営マニュアルなどが掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000753940.pdf>



³ 厚生労働省 令和2年度老人保健健康増進等事業

「介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

⁴ 厚生労働省 令和元年度老人保健健康増進等事業

「介護離職防止のための地域包括支援センターと労働施策等との連携に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

⁵ 厚生労働省委託「令和2年度仕事と介護の両立支援カリキュラム策定展開事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

○施策紹介

- ・ ヤングケアラーについて（厚生労働省）

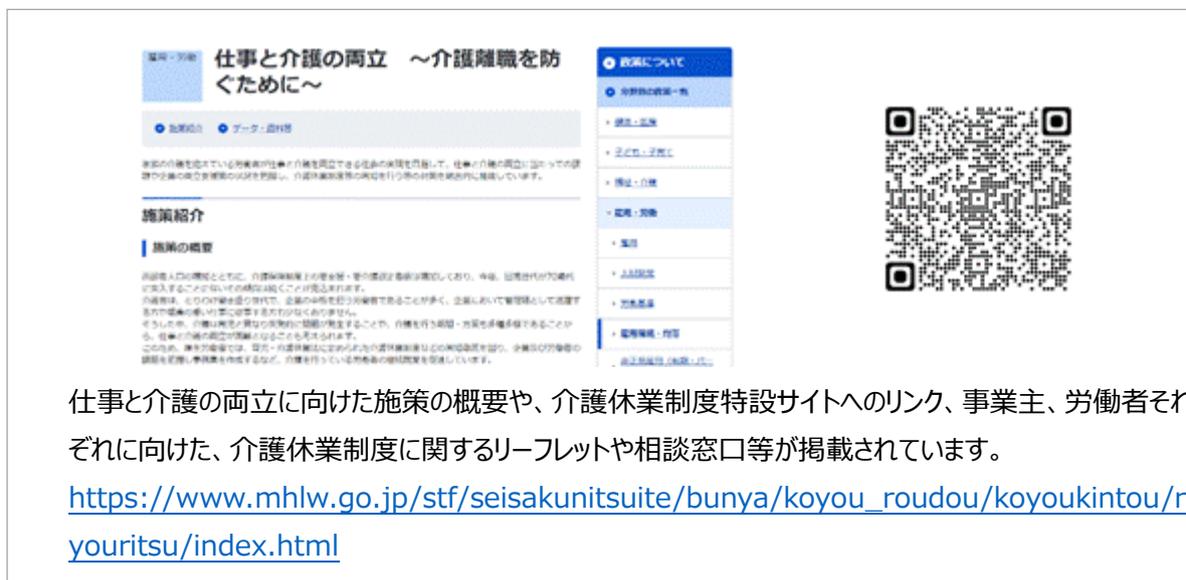


ヤングケアラー特設サイトへのリンク、ヤングケアラーの現状、相談窓口や情報検索サービス、ヤングケアラー当事者・元当事者同士の交流会等が掲載されています。

（令和5年4月1日に厚生労働省からこども家庭庁に移管予定）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

- ・ 仕事と介護の両立 ～介護離職を防ぐために～（厚生労働省）



仕事と介護の両立に向けた施策の概要や、介護休業制度特設サイトへのリンク、事業主、労働者それぞれに向けた、介護休業制度に関するリーフレットや相談窓口等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html

- ・ 仕事と介護の両立支援 ～両立に向けての具体的ツール～（厚生労働省）

仕事と介護の両立支援 ～両立に向けての具体的ツール～

お知らせの動画をご覧ください。
→ 【1】仕事と介護の両立支援ガイド（企業向け）

職場における、仕事と介護の両立支援について、簡単に案内しています！
企業の人資が活用可能な、労務支援の、さまざまな機能が盛り込まれています。
地方自治体等動画として活用してください。（ご利用にあたっては[利用規約](#)をご覧ください。）

- [人事労務支援ガイド](#)
- [介護施設向け](#)
- [社会福祉向け](#)

動画内でも案内しているマニュアル等は、こちらからダウンロードできます。
作業に活用する労働者がいるから、迅速からの対応に関するマニュアル
→ 【2】仕事と介護の両立支援実践マニュアル（企業向け）
作業に活用する労働者がいない場合の対応に関するマニュアル
→ 【3】「介護支援プラン」実用マニュアル（企業向け）
仕事と介護の両立のポイントや事例に両立している事例
→ 【4】仕事と介護 両立のポイント・事例（労働者向け）



企業や人事労務担当者、管理職、社員それぞれに向けた、仕事と介護の両立支援に役立つ動画や、両立支援に関するガイドブック・マニュアル、仕事と介護の両立事例等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/youritsu/model.html

第7章 研修カリキュラムの検討体制

本研修カリキュラムは、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」において作成しました。同調査研究事業において組成した検討委員会で議論を重ねるとともに、滋賀県における試行的研修を経て作成しました。

■ 検討委員会 ■

【委員】

大口 達也	高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科 講師
辻 敏子	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長
西本 美和	大津市健康保険部長寿政策課 課長
○平野 隆之	日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 特任教授
牧野 史子	NPO 法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
柳田 功治	埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹
矢吹 知之	認知症介護研究・研修仙台センター 研修部長

(○：座長，50音順・敬称略)

【オブザーバー】

岸 英二	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 室長補佐
延 育子	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進官

【事務局】

掛川 紀美子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部
田中 陽香	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部
玉山 和裕	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部
小佐野 有紀	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部
井上 菜緒子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部



地域包括支援センター等を対象とした
家族介護者支援研修カリキュラム

